

第三編 近世

凡 例

- 一 本編には、真鶴町域における近世関係の史料を収録した。
- 一 近世の期間は、天正十八年（一五九〇）の徳川家康の関東移封から明治四年（一八七一）の廃藩置県までとした。
- 一 史料には編者が内容をあらわす表題をつけ、史料を読む手がかりとして、適宜用語解説および解説をつけた。
- 一 字体は、原則として常用漢字を用いた。
- 一 変体仮名助詞の「ニ・而・江・茂・者・越」については、それぞれ「ニ・て・え・も・は・を」に改め、与・而已についてもこれに準じて「と・のみ」に改めた。また、変体仮名は通用仮名に改めた。
- 一 合字のろは「より」、ノは「として」とした。また、単位をあらわすメ・ト・リ等についても、それぞれ「貫・歩または分・厘」に改めた。
- 一 史料を読みやすくするため適宜読点・並列点をつけた。返り点については、原史料に記載のある場合のみとした。
- 一 敬語の闕字は一字、平出・台頭は二字あけた。
- 一 破損や虫損は、□・□□・□□などで示した。
- 一 抹消箇所は『』で囲み、訂正がある場合はこれに続けて本文中に記入した。抹消箇所が判読できない場合は、■などで示した。
- 一 端裏書・裏書・後筆・追筆・異筆・抹消などの部分については、『』で囲み、右行間に（ ）で注記した。
- 一 貼紙は『』で囲み、貼紙の下はこれに続けて本文中に記入した。貼紙の箇所が大きい場合は、『』で囲んで右行間に（貼紙下）とし、続けて貼紙の箇所を『』で示し、同じく（貼紙上）とした。
- 一 明らかな誤字については、右行間に（ ）で注記し、断定を避けたい場合は（カ）、誤っていると思われるが改めにくいものは（ママ）とした。脱字があると思われる場合は（脱カ）とした。
- 一 本文を省略した場合は、（前略）・（中略）・（後略）で示した。また、抜粋した場合は、史料所蔵者のあとにその原史料名を示した。
- 一 史料によっては、原史料の形態を改めた箇所もある。とくに長い連名の場合などは二、三段組にした。

解 説

現在の真鶴町を構成している真鶴地区と岩地区は、ほぼそのまま近世の真鶴村と岩村につながっている。近世という時代は、こうした村々が領主の支配の単位として、またそこに生きづく人々の生活の単位として成立し、機能した時代である。本編は、この二つの村に関係した史料を収録することによって、近世の真鶴地域の具体的な姿を探っていくようにするものである。時期的には徳川家康が関東に入部した天正十八年（一五九〇）から、明治四年（一八七二）の廃藩置県までの二八二年間を対象とする。

近世の真鶴村と岩村は、一時期を除いてほぼ一貫して小田原藩領に属していた。その城付領となる足柄上・下郡の一带は、家康の関東入部と同時に、家康譜代の重臣である大久保忠世の領有するところとなった。その後忠世の子忠隣の改易（慶長十九年・一六一四）にともなう番城時代をへて、寛永九年（一六三二）には稲葉正勝が入封している。真鶴村や岩村を含む小田原藩領の村々が、近世の村として確立してくるのは、この稲葉氏、とくに正勝の子正則の時代である。稲葉氏は貞享三年（一六八六）に越後高田へ転封となり、翌年大久保忠朝が入封して以後は一貫して大久保氏の支配下となり、明治を迎えている。真鶴村、岩村それぞれの村高は、『元禄郷帳』では一六一石四一六、六三石五〇一、『天保郷帳』では二八三石五五、一五〇石四五一となっている。

さて、この両村に残る近世の史料を通覧してみると、圧倒的に漁業関係の史料と、石材業関係の史料が多いことに気づく。もともと用水にするような有用な河川もなく、畑勝ちの耕地である両村にとって、眼下に広がる海原と、背後の山から産出する良質の石が、村人たちの生活を支える重要な資源であったことはいうまでもない。それが、他の自治体に比べて真鶴町に伝来する史料の大きな特徴ともなっているのである。しかしながらその半面、本来地方文書

として村に残るべき史料の残存状況は必ずしも十分とはいえない。そのため、小田原藩政と真鶴村、岩村との関係や、村に生起するさまざまな問題などについては、漁業や石材業の展開をみるほどには明らかにすることができないのが現状である。しかしながら幸いなことに、近年では近隣の自治体でも市史や町史の編さんがさかんとなり、当町の関連史料はもとより、小田原藩領下の村落として共通した事項も次第に明らかになってきている。そこで本編では、こうした状況を考慮し、なおかつ当町の特徴ある史料を広く紹介する意味からも、漁業と石材業という二つの産業に関する史料を中心に据えて編集することとした。

本編は四つの章からなっている。まず第一章の「村と支配」では、近世の真鶴における支配の概略をみるために、第一節に稲葉氏治世下の真鶴村と岩村の概観を示す明細帳を、第二節に岩村の年貢割付状および船役金の割付状を収録した。これに第三節として紀州や泉州からの出稼ぎ漁民と領主層との関係を示す史料を、第四節として稲葉氏の公用日記である「永代日記」から真鶴地域に関係した記事の抜粋を加えた。とくに「永代日記」には、この時期の廻船や船方の統制に関する記述もあって貴重である。

第二章「漁業の展開」のうち、第一節には真鶴における村方の漁業の諸相を概観する史料を収録した。すなわち各種の漁法、漁師の数、網の数、魚場の問題など、真鶴の漁業を理解するうえでの全般的な史料である。断片的な史料が多いために、近世を通じての全体的な動向は必ずしも明らかにしえないが、村方の漁業の多様な性格を知ることができる。とくに真鶴村と岩村をめぐる魚場の問題は、石材業の浮沈と深くかかわっているので、第三章の史料もあわせて参照されたい。また真鶴村では、泉州や紀州からの出稼ぎの漁民による漁もさかんであった。寛文年間（一六六一〜一七三三）に宮前浜を開発して鯛長縄漁に従事した、泉州界新在家町（現大阪府堺市）の池田弥惣兵衛・与七郎一統と、寛永十四年（一六三七）に尻懸浦を開発して鱈網漁に従事した、紀州海士郡大崎村（現和歌山県海草郡下津

町)の田廣与次兵衛一統である。このうち第二節には鯛長縄漁に関する史料を、また第三節には鰯網漁に関する史料を収録した。相模湾岸の漁村の中でも、当町の出稼ぎ漁民に関する史料は、質・量とも充実したものであり、その意味でも特色ある史料といえよう。

第三章「石材業の展開」は二つの節からなっている。まず第一節には、真鶴地域における石材業の成立から展開にいたる全般的な史料を収録した。これも史料的には断片的なものが多く、いちおう近世の前期から幕末にいたるまでの石材業の全体的な流れを概観することが可能である。政治や経済の変化にともなう石の需要に左右されやすく、また伊豆産の石との競合など、真鶴地域の石材業がおかれた状況やその浮沈が浮き彫りにされていて興味深い。とくに、近世前期の大名持ち石丁場に関する史料や、石方六か村に関する史料は貴重であろう。石方六か村は、浮沈の激しい石材業にあって、相互の利益や権利を守るために結成された村連合の組合村で、岩・真鶴・根府川・福浦・吉浜・門川村からなっている。近世中期以降については、この石方六か村の動向が真鶴地域の石材業にとって一つの鍵を握っていたのである。またこうした石材業の発展にとっては、良質の石を産出する石丁場の確保が必須であったことから、山の利用をめぐる周辺の村々と対立することがしばしばであった。第二節にはこうした石丁場の開発と入会利用に関する争論の史料を収録した。その中心は、岩・真鶴・福浦村と吉浜・鍛冶屋村との争論である。

第四章「村の生活と文化」では、村における信仰や伝承、文化、生活などの諸側面を通じて近世の真鶴に生きる人の営みや意識に迫ることを試みた。第一節は、真鶴村の貴宮大明神と岩村の瀧門寺に関する史料が中心である。また第二節では真鶴村の鵜窟伝承をめぐる村方の史料を可能な限り収録した。ただ、真鶴の文化や第三節の生活の諸相に関する史料については、真鶴の歴史的、地理的位置からすれば不十分であるといわざるをえない。先述したように、小田原藩政の変遷における真鶴の動向を明らかにすることとあわせて、今後の大きな課題であるといえよう。

資料目次

第一章 村と支配

第一節 村のようす

1	寛文十二年七月	相州西郡西筋真鶴村書上帳	131
2	延宝四年七月	岩村明細帳	142

第二節 年貢と船役金

3	元文四年十二月	未年岩村船役金割付状	145
4	寛政八年十一月	辰年岩村年貢割付状	146
5	寛政十年十二月	午年岩村船役金割付状	148
6	文化八年十一月	未年岩村年貢割付状	150
7	文化八年十二月	未年岩村船役金割付状	151
8	天保七年十一月	申年岩村年貢割付状	152
9	天保九年十二月	戌年岩村船役金割付状	154
10	弘化三年十二月	午年岩村船役金割付状	155
11	嘉永元年十一月	申年岩村年貢割付状	156
12	慶応三年十二月	卯年岩村船役金割付状	156

第三節 出稼ぎ漁民

- 13 享保六年二月 下田番所の浦賀移転にともなう触書ならびに請書の覚……………158
- 14 明和二年十二月 出稼ぎ漁民の寺請吟味につき紀州大崎浦与次兵衛一統の覚……………161
- 15 明和三年二月 泉州堺の出稼ぎ漁民与七郎一統の寺請の書付……………164
- 16 寛政八年二月 藩主大久保忠真の入部に際する領内見分につき御目見得の覚……………165
- 17 享和三年二月 紀州徳川家小田原止宿の際の与次兵衛御目見得一件につき覚……………166
- 18 文化七年八月 藩主大久保忠真大坂城代就任につき冥加金献上および御出迎えの覚……………167
- 19 文政元年七月 藩主大久保忠真参府につき御出迎えおよび鯛献上の覚……………169
- 20 天保七年九月 紀州徳川家の御極印・御天目拝借の件につき与次兵衛船船頭の回答書……………170
- 21 天保十三年十二月 藩主大久保忠憲入部につき冥加金献上および御出迎えの覚……………171
- 22 文久二年三月 藩主大久保忠礼入部につき与七郎鯛一折献上願……………176

第四節 「永代日記」にみる真鶴

- 23 慶安元年三月 船手への法度書ならびに請書案……………176
- 24 承応三年六月 岩村あわび運上の請負落札につき指示……………177
- 25 承応三年七月 根府川石密売につき取調べの経過……………178
- 26 明暦二年十一月 江戸城本丸普請の石請負につき老中覚書到来……………181
- 27 寛文元年五月〜七月 小田原御城米を真鶴村等の船にて江戸浅草御蔵へ廻送……………181
- 28 寛文元年十月〜十一月 藩主の御手船二艘を真鶴村・吉浜村より買入れ……………184
- 29 寛文二年五月 浦方への公儀制札・小田原高札欠損につき書き直しの指示……………185

第二章 漁業の展開

第一節 真鶴と漁業

30	寛文二年七月	御船奉行ならびに船頭共への法度書	185
31	延宝四年八月	大風雨につき破損船の取調べ報告	187
32	天和二年三月	真鶴村廻船宿三大夫らの功績に関する御船奉行の覚書	188
33	天和二年六月	岩村清兵衛船蝦夷地漂着につき報告	189
34	正徳五年十月	岩村小百姓等漁業渡世願	193
35	正徳五年十月	岩村難波につき漁業渡世願	194
36	正徳五年十月	岩村漁業願につき真鶴村漁師返答書	195
37	正徳五年十一月	岩村古来よりの漁職につき口上書	197
38	元文元年	岩村漁師目録	198
39	元文二年	岩村網教書上	199
40	元文五年	岩村漁師目録	200
41	安永六年四月	真鶴・江之浦両村海老網懸け置場所につき争論	200
42	安永六年四月	海老網懸け場につき江之浦村一札	202
43	天保十五年正月	岩村石切り渡世不振につき漁業渡世願	204
44	嘉永元年九月	岩村漁業渡世につき再応願	205
45	安政四年三月	岩村はか四か村、大網張立につき願	208
46	明治元年十二月	岩村村民相統方につき村方一同対談連印	210

47	明治二年	岩村漁業免許の鑑札願……………	212
	第二節 鯛長縄漁		
48	(年未詳)	十分一等真鶴請浦始めの覚……………	215
49	寛文九年以降	鯛長縄運上金上納控……………	215
50	享保五年十二月	池田弥惣兵衛小田原藩御菜肴請負証文……………	216
51	享保十八年九月	池田弥惣兵衛真鶴浦鯛長縄請負証文……………	217
52	元文四年十一月	池田弥惣兵衛運上場へ他船入り込みにつき願……………	218
53	(年未詳)	池田与七郎江之浦村夜網請負願……………	218
54	寛政五年九月	池田与七郎鯛長縄漁運上金につき減免願……………	219
55	寛政六年五月	池田与七郎長縄漁運上金滞納につき願……………	220
56	宝暦五年十一月	生魚荷物差送り方再開につき証文……………	222
57	享和三年十二月	与七郎真鶴浦鯛長縄につき願……………	223
58	文化十二年十二月	与七郎御菜御運上請浦願……………	225
59	嘉永元年五月	借用金返済につき請浦支配証文……………	226
60	慶応元年九月	船道具および漁船大破につき金子借用願……………	228
61	慶応元年	与七郎請浦下請につき一札……………	229
62	明治二年三月	王政御一新につき与七郎漁業株存続願……………	230
63	明治二年十二月	与七郎鯛・諸魚長縄五か年請浦願……………	230
64	明治三年十一月	大和屋祐五郎諸魚長縄株引持願につき与七郎願……………	231

第三節 鰯網漁

65	(年未詳)	田広与次兵衛尻掛浦鰯網由来記	233
66	元禄十五年	船網諸道具等歳数覚記	234
67	寛保二年二月	鰯網場近所の山林購入につき一札	242
68	宝暦四年十二月	江戸魚問屋尻懸浦鰯網請負願につき与次兵衛継続願	243
69	宝暦四年	与次兵衛請負連上金上納次第	246
70	宝暦四年	尻懸鰯網場請浦替えにつき覚	249
71	宝暦十二年九月	与次兵衛請負鰯網敷金預かり証文	252
72	(年未詳)	鰯網・諸魚連上金上納次第	253
73	天明五年七月	伊豆山御神領海浜請浦につき証文	260
74	天保七年十二月	鰯網場字黒崎請浦につき一札	261
75	弘化四年十一月	与次兵衛不漁につき御救い拝借願	262
76	嘉永元年十二月	鰯網張場移譲につき一札	263
77	嘉永六年十二月	根拵網張立につき取替え一札	264
78	文久二年九月	謀化網・はへ縄直請負十分一金高増減次第	265
79	慶応三年卯月	根拵網張立につき与次兵衛願	267
第三章 石材業の展開			
第一節 真鶴の石材業			
80	元禄四年九月	石切十分一金納入難儀につき口上書	268

81	元禄十年八月	尾張藩所轄石材の岩村分預り数書上……………	269
82	正徳五年四月	御用石出荷経費の前借につき岩村ほか五か村の嘆願書……………	271
83	享保十年五月	豆州宇佐美村石切出しにより石方六か村渡世差障りにつき禁止方願書……………	272
84	享保十年九月	尾張藩丁場の岩村預り石材書上……………	275
85	弘化二年五月	芝増上寺広大院宝塔用石の岩・吉浜村出荷割合覚……………	280
86	弘化二年八月	丸山石丁場御預り旧記控……………	282
87	嘉永六年八月	品川台場御用石値段・運賃書上……………	284
88	安政二年三月	小田原藩普請用石材代銀受取帳……………	289
89	安政三年三月	芝増上寺心観院宝塔用石値段書上……………	290
90	安政六年四月	横浜築港用石材搬出につき石方六か村請負書……………	291
91	安政六く七年	江戸城西御丸修築用石材費用の岩村見積書……………	292
92	安政七年三月	江戸城本丸築石の内石間屋青木庄左衛門請負分値段見積帳……………	303
93	万延元年五月	早川村新石丁場開設につき石方六か村答弁書……………	309
94	慶応二年十二月	芝増上寺昭徳院御宝塔普請用石材の注文書……………	310
第二節 入会争論と石丁場			
95	元禄五年二月	吉浜・鍛冶屋村、野火入れにつき誓約証文……………	313
96	宝永八年四月	岩村・吉浜村地境の石切場につき取極証文……………	316
97	正徳三年五月	吉浜・鍛冶屋村刈敷刈り出しにつき岩・真鶴・福浦村口上書……………	317
98	享保元年十月	吉浜村の石丁場設置につき岩村より中止願の口上書……………	319

99	享保二年五月	岩・吉浜両村の石切場論争の調停不調につき再願書	321
100	享保四年四月	吉浜・鍛冶屋両村の苦情に対する岩・真鶴・福浦三か村の反論書	323
101	享保四年八月	刈敷論争調停不首尾につき調停役四か村名主の報告書	325
102	享保六年三月	四年越しの刈敷論争につき吉浜・鍛冶屋両村より代官裁定の確認証文	326
103	延享三年六月	新開石丁場への吉浜村訴訟に対する岩村返答書	328
104	延享三年八月	吉浜・鍛冶屋村新刈場に岩村が石丁場新開につき訴訟状	329
105	寛延二年正月	吉浜・鍛冶屋両村よりの新開石丁場反対訴訟に対する岩村返答書	331
106	寛延二年五月	延享以来の吉浜・鍛冶屋両村と岩村石丁場論争につき裁決申し渡し	334
107	寛延二年六月	石丁場論争裁決につき岩村惣百姓連印証文	339
108	明和四年八月	屋鋪山入会論争につき裁許状	342
109	天保三年九月	星ヶ山石切場入会争論につき内済証文	344
110	慶応四年四月	こうじ山刈敷場入会争論につき吉浜・鍛冶屋村訴状	346
111	慶応四年閏四月	こうじ山刈敷場入会争論につき岩村返答書	349
第四章 村の生活と文化			
第一節 寺社と信仰			
112	天正十八年三月	真鶴村仏光山発心寺由来記	353
113	慶長十五年三月	大雄山報恩禅院塔頭職につき岩村瀧門寺への内書	355
114	慶長十六年八月	大雄山報恩禅院塔頭職につき岩村瀧門寺への請状	355
115	慶安三年三月	僧風外筆の真鶴村貴宮大明神縁起	356

116	慶安三年	僧風外筆の真鶴村貴宮大明神寄進奉加状	357
117	寛文六年三月	社家・山伏の作法につき寺社奉行よりの法度書	358
118	延宝八年六月	岩村瀧門寺および末寺の除地高書上	359
119	元禄十一年正月	真鶴村自泉院良本の修行年暦証文	360
120	享保三年四月より	岩村瀧門寺の歴代住職行業記	361
121	享保十年四月	岩村帰命山如来寺校割帳	368
122	宝暦三年五月	真鶴村貴宮大明神神主平井吉広への神道裁許状	370
123	安永三年四月	真鶴村貴宮大明神造営につき勅化帳	371
124	文化元年三月	岩村瀧門寺越群への総持寺住持職公文状	373
125	文化二年九月	岩村多宝山瀧門寺校割帳	374
126	天保四年十月	幕府の地誌取調べにつき岩村瀧門寺書上帳	377
127	嘉永五年八月	真鶴村貴宮大明神神主救済の無尽連名帳	382
128	嘉永六年五月	真鶴村貴宮大明神奉納帳	384
129	安政二年六月	真鶴村市倉明神祭礼執行差止め一件につき貴宮大明神祠官の願書	391
130	安政三年三月	岩村瀧門寺の梵鐘取調べ書上	391
131	安政三年七月	神主継目ならびに装束着用等の免許につき平井数馬の願書	392
132	安政三年七月	職分継目・装束着用等につき平井数馬への仮免状	393
133	安政三年八月	神主号免許につき平井直栄の願書	393
134	安政三年八月	十八神道相伝ならびに大祭礼一日衣冠着用の免許につき平井直栄の願書	394

152	文政十二年三月	真鶴村名主五味甚左衛門による鴉窟内三尊像奉遷の記	410
151	安永八年五月	岩村瀧門寺俳諧奉納額	408
150	(享保九年)	真鶴八詠ならびに引	406
149	(近世前期)	水戸藩主徳川頼房、真鶴村五味家への来駕記	406
148	(近世前期)	水戸藩主徳川頼房、真鶴村五味家にて休葦につき伝風外筆の来駕記	405
147	正保二年二月	僧風外筆の鴉窟縁起	404
146	正保二年二月	僧蔭山筆の鴉窟縁起	403
第二節 真鶴の伝承と文化			
145	明治三年十二月	岩村神社御取調書上帳	401
144	明治三年十二月	真鶴村神社御取調書上帳	399
143	安政五年五月	平井直栄への十八神道初重相伝につき寒川神社神主よりの書状	399
142	安政三年九月	平井直栄への相伝十八か条授与状	398
141	安政三年九月	平井直栄への参詣次第授与状	397
140	安政三年九月	祭礼一日法令衣冠着用につき平井直栄への免状	397
139	安政三年九月	平井直栄への神道裁許状	397
138	安政三年八月	官物不行届につき吉田家本所よりの金子拝借証文	396
137	安政三年八月	陰陽道相伝につき平井直栄の神文	395
136	安政三年八月	大祭礼一日法令衣冠着用につき平井直栄への仮免状	395
135	安政三年八月	十八神道相伝引渡しにつき平井直栄の願書	395

153	(年未詳)	伊豆名跡志 卷之七	411
	第三節 生活の諸相		
154	寛保二年五月	鯛長縄与七郎と祢宜重次郎との宮前借地出入につき当座覚	418
155	寛保二年五月	祢宜重次郎との宮前借地出入につき鯛長縄与七郎の相証文	421
156	延享五年三月	鯛長縄与七との宮前借地出入につき祢宜重次郎の口上書	422
157	寛延二年三月	鯛長縄与七と祢宜重次郎との宮前借地出入につき濟口証文	425
158	寛政六年六月	尻掛浦与次兵衛雇人への暴力沙汰につき福浦村若者仲間よりの詫状	429
159	文化六年八月	藩からの拝借米代金を五味家にて代替につき真鶴村小前よりの一札	430
160	天保五年九月	藩の検使役人より真鶴村大火の件御尋ねにつき申上書	434
161	天保五年九月	天変地異につき真鶴村貴宮大明神神主の万覚帳	435
162	慶応二年十二月	家屋敷・諸株を真鶴村貴宮大明神神主譲り受けにつき取替証文	438
163	慶応三年九月	尻掛浦出稼ぎ久兵衛に対する国元への帰村願	438

第一章 村と支配

第一節 村のようす

1 (一六七二)
寛文十二年七月 相州西郡西筋真鶴村書上帳

〔表紙〕
寛文十二壬子年

相州¹ 西郡² 真鶴村書上ヶ帳
西筋²
七月

村水帳箱ニ有之候本書
之写也、謄合致無相違

一、当村御札場より道法

- 一、真鶴村より小田原宮ノ前御札場迄三里
- 一、真鶴村より岩村御札場迄馬道拾一丁半
- 一、但かち道ハ七町
- 一、上道本道岩村土道境開山塔より真鶴村
- 一、定口茶屋迄拾五町半
- 一、同真鶴境より新井境迄貳町廿六間
- 一、真鶴境定口茶屋より土肥吉浜村御札場迄十貳丁
- 一、真鶴村御札場より定口茶屋迄十一丁半
- 一、真鶴村御札場より新井村迄下かち道十

一、(姓) 百性家統村ノ内

東西へ四町拾貳間
南北へ貳町拾五間

一、百性家数合貳百七軒

内分ヶ

百五十拾軒

貳軒

三拾三軒

壹軒

壹軒

壹軒

三軒

五軒

壹軒

壹軒

壹軒

貳軒

壹軒

一、畑合五拾貳町壹反拾四歩

外ニ

畑四反九畝貳拾八歩

寺社免

本百性³

名主

から在家⁴

家大工

舟大工

山廻り

鍛冶

商人

紺屋

茶屋

定使

ねき^(祿意)

かみゆい

田作一円ニ無御座候

一、高式百八拾三石四斗壹升六合 今高

一、百拾壹石四斗壹升六合 (高脚) 先高

一、山手役永三貫三百三拾七文

一、櫓柑御年具 (實) 毎年御検見次第二指上ケ申候

但、年ニより御菓子櫓柑被仰付出し申候

一、廻船四拾三艘内 水主拾壹人乗より三人乗迄
帆拾六端帆より八端帆迄

内式艘名主式人御役御免舟

一、丸木舟三拾五艘 ⁵

一、海士舟壹艘 ⁶

一、天当舟壹艘 ⁷

一、伝間舟拾八艘 (馬) ⁸

一、水主百八拾七人

御師丸木舟乗・廻船水主共ニ毎年
舟御奉行衆御改御帳ニ書上ケ申候
但シ年ニより舟手数高下御座候

一、廻船御年具帆拾壹端より拾八端迄帆壹端ニ付年 (實) ^(中)ニ永

百六文ツ、五端帆より拾端帆迄帆壹端ニ付年中ニ永

九十壹文宛

一、丸木舟御年貢壹端ニ付年中ニ永百五拾文宛

一、海士舟御年貢壹艘ニ付年中ニ永貳百五拾文宛

一、天当舟御年貢壹艘ニ付年中ニ永百文宛

一、伝間舟御年貢壹艘ニ付年中ニ永百文宛

一、水主役壹人ニ付銀五匁宛

一、湊内広サ、中ニて東西へ百拾五間、南北へ貳百五拾

間、深サ貳丈壹尺五寸、塩干之時壹丈七尺五寸、湊口

東西へ九拾間、湊口横根と申あさ根御座候、此根之上

之深サ満水之時ハ壹丈貳尺五寸、引塩之時ハ八尺五寸

御座候、湊口辰巳向申ニ付ていなさ風吹申候へハ大波

立、湊之内ニて舟破損仕候事度々之儀ニ御座候

一、湊之内西方ニ鵜島と申小島有、先年は霜月より二月迄

鵜島とまり申ニ付て鵜島と申伝候、只今も折々此島ニ

羽をやすめ申事ニ御座候、島東西へ貳拾六間、南北へ

拾五間、島と浜との間三拾五間御座候、御札場より鵜

島迄浜之内壹町拾五間

一、湊之内西方之磯辺鵜か岩屋と申、昔年征夷大將軍頼朝

公石橋合戦敗北之時、此岩屋ニ御隠被成候時、岩屋之

内より鵜と申鳥まい出申ニ付て鵜か岩屋と申伝候、則

正保二仲春隠山と申道人岩屋之内ニ頼朝公御形を絵像

(一六四五)
(鷹)

ニほり付、記文を石ふみニ切付置被申候、并弁才天之
石像^(一六四〇)耆体寛永拾七年ニ当村伊右衛門建立、同如意輪觀
音之石像耆体当村太兵衛建立、并釈迦^(迦)如来之石像耆体
即往道心建立、石之井垣村中より仕候

一、岩屋之内広サ、横四間半、奥へ六間、高サ弐間、道法
御札場より岩屋迄三町弐拾六間、舟路弐町半

一、湊より巳午之方さとち浦と申磯辺ニ網場松と申大松四
本御座候、耆本ハ耆丈弐尺三寸廻り、三本ハ耆丈耆尺
七寸廻りより耆丈八寸廻り迄、此入江鯉うづわ立網之
所ニて御座候故、網場松と申伝候、御札場よりさとち
浦迄道法拾七町半、舟路同断

一、湊より巳午ノ方磯辺山ノ上ニ大松有、ふとき耆丈弐尺
六寸廻り、先年よりこかね松と申伝候、并夷崎屏風か
岩尾、昔年狩岡と申絵師此浦を通り被申候時、此岩尾
ニ多んかう弐疋書付ケ被申候由、其より此方多んかう
か岩尾と申伝候、于今至多んかうの絵朱にて書付御座
候、如何程之大波にて多んかうの絵をあらう候ても色
替り申事無御座候、并笠島と申石島御座候、島之数三

ツ、此内東ノ方ニ御座候島之上ニ風外和尚弁才天之石
像を安置被成候、陸路岸より此島迄弐百間、但引塩之
時ハかち渡り成申候、満水ニハ渡り成り不申候、三ツ
之島之内東西へ四拾五間、南北へ九拾五間

一、村御札場よりこかね松迄道法弐拾耆町、舟路同断

一、御札場より多んかうか岩尾迄道法弐拾弐町半、舟路同
断

一、御札場より笠島迄道法弐拾九町、舟路同断

一、湊より東日和山、是ハ先年より湊を出舟之時、舟主・
舟頭此山ニ登り順風を見申ニ付て日和山と申伝候、岸
ニ島有、すゝ島と申伝候、此山湊ノ方ノ磯辺をはとば
と申候、是ハ先年江戸 御城様御石垣御用石、丸山丁
場より此所へ大石は牛車、小石ハしゆら人足にて引出
シ、此所にて舟積ニ付てはと場と申候、于今おゐて此
はと場ニ松平右衛門佐様御切置之角石・平石御座候、
御札場より日和山迄道法弐町半、御札場よりはと場迄
道法弐町六間御座候

一、真鶴村より北丸山丁場道法村より四町、此丁場江戸

御城様御石垣御普請御大名様御役目にて被遊候時、御用石切出シ申候、常ハ山丁場にて磯へ遠ク御座候故石切不申候

一、右之丁場ニ尾州様・紀州様・水戸様・右衛門佐様御切置之見付ケ石・角石・平石御座候

一、殿様江戸御用廻船御雇舟被仰付、御石・薪・ぬか・わら諸色積廻り申、御運賃拾人乗ニ金六兩壹分宛被下候、但水主壹人ニ付金貳分貳朱宛

一、殿様御用石国府津村より小田原迄御用此辺より積廻シ申候、御運賃拾人乗ニ御金壹兩貳分三匁三分五リ

ン被下候、但水主壹人ニ付銀子九匁七分七リ五毛宛
一、廻船ニ積入申荷物、下積ニ薪土肥吉浜村・門川村・熱海村にて不漸仕候、御公儀様御用石大分出申候時分

ハ、小田原・大磯村・須賀村筋より薪小舟にて^(積力)取、

真鶴浜ニ揚置下積ニ仕候、薪御拾分一金ハ其所々にて

納申候、上荷石・水切石・小角石・かんき石・栗石^(マ)不漸積申候、御公儀様御用石、御大名様御石出申候

時分ハ、其時々之寸方石ニより壹尺四方壹切にて運賃^(込)

如何程と相極メ積申候、石之寸方大小ニより直段ニ高下御座候

一、海上往来之舟難風之時はたすけ^(助)舟出シ申候、自然舟破損之節ハ人足を出シ、名主・組頭出合浮荷物・沈荷物取揚、破損舟舟主・舟頭立合にて相改、御高札面之通ニ仕、荷物舟主ニ相渡し、并破損舟具等取揚相渡し申候

一、廻船沖にて難風ニ逢、荷物はね此湊え舟入申時ハ、舟主・舟頭より断を相待、名主・組頭立合舟中ニ残申荷物相改、浦手形遣申候、但是ハ拾年・貳拾年之内ニも^(稀)まれ之儀ニ御座候、其子細は当湊ハ辰巳を請、舟かゝり悪敷御座候ニ付、上方舟此湊へ入申事自然之事ニ御座候、但塩積下り申舟ハ毎年三・四艘程宛湊へ入候て宿を取、当村商人・小田原商人寄合直段相対にて売買申候

一、殿様当村へ被為成候刻、御供舟御用次第ニ出し申候
一、御公儀様御城御用木浦次ニ引申事も御座候、并御せき舟廻り申時引舟出し申事も御座候、但御用木ハ真鶴湊

にて請取、小田原迄引候へて小田原舟へ相渡し申候、
引舟笠島にて継候て小田原前へ引申候

一、土肥筋東浦新御知行より積参候竹木、当村より小田原迄積送り申候

一、殿様御用石根府川・江ノ浦・岩村・真鶴・新井にて切出し申候、御石御舟積之丸木舟、御石之大小ニより何艘ニても御用次第組候て、丸木船壹艘ニ水主耆人宛乗セ候て出し申候、耆人ニ付御扶持米五合宛被下候

一、根府川山ヶ下耆疊、江ノ浦前式疊、岩村之内くつみ札「鐙」か根耆疊、同所沢尻式疊、同所おね前耆疊、同所あくら崎耆疊、真鶴之内松下前耆疊、同所駒ころはし前耆疊、同所さとし浦四疊、同所ついし前耆疊、同所つの島耆疊

メ拾六疊、此内耆疊新井村分

但、八月より十月迄うつわ取申網場、年ニよりうつわよろしく通り不申候時分ハ、根府川より
(付)
真鶴迄八疊はり申義も御座候

一、海老網懸場
石橋磯辺より米神・根府川・江ノ浦・岩村・真鶴・新井・門川之内西磯辺、稲村前伊豆ノ山下足川磯辺迄

網数七拾はい

但八月より四月迄日暮ニ網おろし、夜中懸ケ置、次ノ朝揚申候、但月夜ニハ海老かゝり不申候

毎年極月中旬ニ御かさり多ひ三百はい出シ申候、此外御用之多ひ小田原魚屋方より申来次第ニ出し、代物暮ニ被下候を魚屋方より請取申候

一、鰯網懸場

根府川山ヶ下、江ノ浦松崎、岩村之内くつみ前なべか浦、真鶴さとし

網数貳疊

右之網場五ヶ所、耆夜懸ニ懸ケ申候、但やみ之夜ハ鰯かゝり不申候

一、ほうけ網

是ハ根府川前より門河下迄むろあじ・鰯せり申所にて取申候、此網ハ何方之浦にても他領共ニ入込ニ取申網にて御座候、魚寄次第網おろし申候

一、鯛長縄場

早川沖より伊豆山沖迄、先年ハ村より百性長縄はへつり申候ヘ共、式拾ヶ年余御運上場ニ罷成、三浦之者御請仕、当村之内宮ノ前と申浜辺ニ獵師小屋をかけ、九月より五月迄長縄遣申候

一、ほら網場
(鯛)

真鶴より南方大浜崎磯、此所にてほら取申候、是ハ紀州大崎村与次兵衛と申獵師見立、今年迄三拾年余御運上にて御請仕候、但尻懸と申所ニ獵師小屋をかけ、正月より六月迄罷有、ほら取申候

一、肴御拾分一儀ハ
毎年御請仕候者方へ取揚申候
魚拾耆之内にて耆つ宛相渡し申候

一、小田原御肴屋給分、年中ニ金貳分宛毎年御肴屋方へ出シ申候

一、石切出シ申丁場

- 一、村より東大か尻丁場、道法村より四町半
- 一、村より東白磯丁場、道法村より三町
- 一、村より南鶴丁場、道法村より四町
- 一、村より南駒ころはし丁場、道法村より拾貳丁
- 一、村より南つし丁場、道法村より貳拾六町
- 一、村より南元地丁場、道法村より貳拾九丁
- 一、村より南大浜丁場、道法村より拾八丁
- 一、村より南尻懸ケ丁場、道法村より八丁半

右は磯辺磯つゝきにて御座候、御公儀様御用石并御大名様御石、町人・百姓商売之石切出シ申候、此丁場へ

ニ水戸様御切置之見付石・角石・角脇石御座候

一、百姓しよさい^(諸オ)9

廻船持・獵師・石切
水主・小上ケ・日用

一、御林燈明山、先年ハかすかたいと申伝候、貳拾三年以前廻船^(到)当着之刻、沖にて日暮候得は、湊之入口見へかね申ニ付て、彼ノ山ニ三間四面之家立、燈明中弐年立申候より燈明山と申候、其後大風にて燈明堂ふきつ^(潰)ふじ申候故、重て取立不申候、只今ハ舟頭・水主切者ニ罷成、燈明無之候ても子細無御座候

一、燈明山御林御領分不殘松な多高割ニ被仰付、当村へ持寄、三筋御代官衆御出被成、三年ニ拾五万本植り申候、

御林之広サ東西へ貳百八拾間、南北へ百五拾六間、但村御札場より道法拾九丁半

一、さとち元林、是ハ先年村中より仕立申候得共、燈明山御林之統申ニ付て御留山ニ被成候、東西へ六拾貳間、南北へ貳拾三間、村御札場より道法拾七町半

一、御林山廻り壺人、村中より給分にて頼、毎日山廻り致堅相勤申候

一、馬數貳拾五疋

一、血役金定納にて土肥吉浜村白薬方より毎年納申候

一、郷馬指¹⁰給代百貳拾四文宛、馬指十郎兵衛方へ毎年出し申候、并馬指小遣給貳百八拾八文宛同方へ出シ申候

一、朝鮮人・琉球人御通り御座候へハ、上りハ三島迄、下りハ藤沢迄御朱印之人馬又ハ駄賃伝馬、御配^(符)次第相勤申候、去年琉球人御下りニハ戸塚迄、上りハ沼津迄

相勤申候

一、往還之駄賃伝馬三疋六分、御配^(符)次第出シ申候、上りハ三島迄、下りハ大磯迄相勤申候

一、御上洛之御伝馬、上りハ三島迄、下りハ藤沢迄人馬出

第1章 村と支配

シ申候、御朱印之人馬又ハ駄賃伝馬其外小田原ニて御用之人足出し申候ヘハ、家別役ニ仕候

一、豆州東浦御用ニ御代官・御拾分一御奉行衆御通りニ付、毎月村次ニ馬八疋宛、まし馬ともニ上下拾六疋宛月々ニ出相勤申候

一、御川除人足・籠爪・して、毎年御割付次第出シ申候、但人足壹人ニ付御扶持米七合五勺宛被下候

一、御舟当村浜ニて御作事之時分、御舟揚下シ之人足出し申候

一、殿様御用石被仰付候舟積人足出し申候

一、早川村橋懸ケ人足、毎年出し申候

一、門河村橋懸人足、御用次第ニ人足・石切共出し申候

一、根苅川村御閑所さくの木御用之人足、毎年出し申候

一、箱根筋道作人足出し申事も御座候

一、御用ふきかや、毎年御代官衆御配苅次第出し申候、但

拾駄ニ付御金毬分宛被下候

一、殿様土肥・熱海筋へ被為成候刻、自然ニ村次之馬出し申候

一、惣て土肥東浦筋へ御奉行衆御通り之刻、昼夜共ニ村次之馬御用次第ニ出し申候

一、常々御用之ためニ定使壹人、村中より数年給分を以頼置、御配苅次第村次之御荷物遅々無御座候様村中舐廻シ申役人相定、御用相勤申候

一、熱海村へ御湯治ニ御大名様御通之刻ハ、御配苅次第道作り人足出し申候

一、紺屋あい亀(藍)式ツニ米式斗宛、毎年小田原京紺屋長九郎方へ相渡し申候

一、正月御かさり之道具積送り申候、舟賃并御礼錢共ニ毎年出し申候

百性内林之覚

一、 かみ あらく 拾五間	八間	小松林	惣左衛門
一、 水尻 八間	七間	小松林	兵八郎
一、 ひわく び 拾五間	拾貳間	小松林	徳兵衛
一、 水か 本 拾五間	六間	雑木林	仁兵衛
一、 かみ あらく 拾五間	拾六間	松雑木林	清十郎
一、 山水 本 拾五間	拾間	小松林	重兵衛

よう とめ	六拾四間	雜木林	弥右衛門
大浜	二拾九間	小松林	権右衛門
太平	九間	雜木林	久兵衛
塔ノ入	二拾六間	松木林	八左衛門
よこふぎ	拾六間	松木林	源兵衛
尻懸	拾六間	小松林	喜左衛門
かつらこ	拾間	小松林	同 人
城口	三間	小松雜木林	重兵衛
水か本	拾三間	小松林	西念寺
横吹	二拾間	小松林	自泉院
大浜	拾間	小松雜木林	孫左衛門
尻水本	二拾間	小松林	発心寺
同所	拾間	小松林	同 寺
口明石	九間	雜木林	市左衛門
同所	拾間	小松林	同 人
大浜	六間	小松林	次郎左衛門
ようしめ	三拾間	小松林	甚兵衛
上あらく	二拾間	雜木林	同 人

三枚畑	六拾間	三拾間	小松林	常泉寺
山下	三拾五間	三拾間	小松林	平左衛門
しやかとう	三拾間	三拾間	雜木林	同 人
尻懸坂	三拾間	三拾間	小松林	清左衛門
とうの入	六間	六間	小松林	甚左衛門
塔ノ入	四拾間	四拾間	小松林	甚左衛門
ようしめ	七拾間	七拾間	小松雜木林	同 人
同所	拾五間	拾五間	雜木林	同 人
しと	拾八間	拾八間	小松雜木林	同 人
日和山	拾五間	拾五間	同	同 人
北へ式町程	三崎野内元地より道無迄東西へ拾町程、南			
一、同上野草蒔場、小松原丁場之上より川堀境迄式拾町程、南へようしめ境より墨石境迄式拾八町程、其間ニ山畑も御座候、但入込ノ山にて御座候				
一、村中新蒔申山、江ノ浦之上だんじやう川原と申所より鍛冶谷村之上深沢迄入込ニかまきり之新蒔申候、なた・まさかり切りの真木・そたきり不申候、東西へ式				

里余、南北へ巷里半余、此道法村より或ハ三里、或ハ式里半程御座候

一、当村鎮守貴宮大明神御神体木像拾式体、此尊形昔年船ニて此所へ流寄り申候を、当村平井道元と申者、六月十五日之早朝ニ只今宮立御座候所之磯辺ニて見付、守上ケ奉り、御神を以託宣を乞申所ニ、異国ときわ之國より此所ニ来現本地るしやな仏垂跡貴宮大明神と託宣御座候ニ付て、則社を立、氏神と崇奉り候、男女社参仕、一日ゆわい申事ニ候、靈斂新なる事数度御座候ニ付て舟中之祈禱ニ御腰を造立致、廿式年以前卯ノ年より三年ニ一度宛御腰村中御供仕祭渡し申候、先年ハ舟并多んぎ別家ニ納置候所ニ、兵乱之時分多んぎ・舟共ニ何方へ取失申候哉見へ不申候と、平井道元より代々只今之神主平井孫兵衛迄申伝候、則此伝を本として風外和尚多んぎ御作り被成候、何百年ニ成申義ハ委しれ不申候

一、本社 長七尺七寸 横六尺七寸 但とちふき
一、拝殿 長四間 横三間 但かやふき

一、鰐口沓かけ

(一六二四)
是ハ寛永元年ニ真鶴村佐次右衛門・善左衛門兩人寄進

一、半鐘

(一六六一)
是ハ万治四年ニ村中より寄進

一、石燈籠沓斤

(マ)
是ハ寛永十七年ニ真鶴村伊右衛門寄進

一、手洗鉢沓ッ

是ハ寛永拾貳年錦島信濃守様御内福地六郎右衛門寄進

一、石鳥居

是ハ寛永十五年ニ村中寄進

一、石塔沓斤

(六五二)
是ハ慶安五年ニ真鶴村半兵衛寄進

一、社内

長八十三間・横五十間、森ノ松七尺八寸廻りより三尺廻り迄、玉楠木沓丈沓尺七寸廻りより七尺廻り迄、村御札場より宮迄道法十丁十間

一、市ノ倉明神宮立

長三尺九寸 横三尺沓寸五分

但、御神体ハ無御座候、真鶴始り之氏神ニて御座

(除宣)

候、ねぎ代々孫右衛門と申者相勤申候、此社内長

式拾六間・横式拾式間、森ノ玉楠木八尺廻りより

三尺廻り迄、榎九尺七寸廻りより五尺廻り迄、松

ノ木三尺五寸廻り、しいの木五尺廻り、むくの木

五尺廻り、先年ハ多んぎ御座候へ共、一乱之時失

申候、村御札場より市ノ倉宮迄道法八町半

一、山王ほこら

長沓尺七寸 横沓尺三寸

社内長九間・横六間、真鶴始より御座候、森ニ椎

木耆丈貳尺三寸廻り、青木六尺六寸廻りより五尺

六寸廻り迄、村御札場より山王迄道法三町貳拾間

一、浄土宗湊上山西念寺、本尊阿弥陀・観音・勢至之三尊

木仏、恵心之作、開山城(成)菅和尚と申沙門、天正元年(一五七三)ニ

開關仕候、当年迄百年之寺ニて御座候、城(成)菅和尚より

当住迄六代ニて御座候、西念寺儀鎮西流、本寺相州小

田原一色村真光寺ニて御座候、寺内御免地ニて御座候

一、浄土宗仏光山発心寺、本尊阿弥陀木仏、聖徳太子之

作、開山念菅和尚と申沙門、弘治元年(一五五九)ニ開關仕候、当

年迄百拾八年之寺ニて御座候、念菅和尚より当住迄九

代ニて御座候、発心寺儀鎮西流(派)、本寺は相州小田原大

蓮寺ニて御座候、寺内御免地ニて御座候

一、禪宗水上山自泉院、本尊聖観音木仏、雲慶之作、開山

柚山和尚と申沙門、天正拾年ニ開關仕候、当年迄九拾

老年之寺ニて御座候、柚山和尚より当住迄七代、其外

他山之出家御座候、本寺ハ相州西郡岩村龍門寺ニて御

座候、寺内御免地ニて御座候

一、禪宗清涼山常泉寺、本尊地藏木仏、行基菩薩之作、開

山明岩和尚と申沙門、天正元年ニ開關仕候、当年迄百

年之寺ニて御座候、明岩和尚より当住迄八代、其外他

山之出家御座候、本寺ハ相州西郡早川村海蔵寺ニて御

座候、寺内御免地ニて御座候

一、禪宗東向山西福寺、本尊不動木仏、弘法大師之作、開

山鎬岩と申沙門、文祿元年(一五九二)ニ開關仕候、当年迄八拾老

年之寺ニて御座候、鎬岩より当住迄四代ニて御座候、

本寺は相州西郡早川村海蔵寺ニて御座候、寺内御免地

ニて御座候

一、禪宗臨江山長徳寺、本尊不動木仏、開山喜山と申沙

門、慶長貳年(一五九七)ニ開關仕候、当年迄七拾六年ニて御座

候、喜山より当住迄三代、其外他山之出家御座候、本

寺は相州西郡早川村海蔵寺ニて御座候、寺内御免地ニ

て御座候

一、天神堂、本尊天神木仏、開山風外道人、寛永七年(一六三〇)ニ開

關仕候、当年迄四拾三年、寺内御免地ニて御座候

一、当山派宝性院、本尊不動木仏、開山吉本坊と申山伏、

慶長拾六年開關仕候、当年迄六拾貳年ニて御座候、吉

第1章 村と支配

本坊より当世迄武代之山伏、本寺遠州中泉村大乘院、
院内御免地ニて御座候

一、当村先年氏直御知行、其以後大久保七郎右衛門様御取

被成、其以後御同名相模守様御取被成候、何年御取被

成候も存不申候、其以後御領所ニ罷成、中川勘助殿式

年程御代官被成候、其以後森屋左太夫殿五年御代官被

成候、其以後八木次郎右衛門殿五・六年御代官被成

候、則 殿様御知行ニ罷成候

寛文拾貳壬子年

七月

甚左衛門

清左衛門

甚兵衛

万右衛門

平左衛門

(岩) 朝倉敏治氏藏

1 西郡 相模国を東・中・西郡と津久井・三浦郡の五つに分

割支配していた後北条氏の行政区分を受け継いだもので、西郡はおおむね足柄上・下の両郡にあたる。

2 西筋 小田原

藩は西郡をさらに東・中・西筋の三つに区分して支配しており、西筋はおおむね酒匂川の西側から箱根山周辺にかけての

一帯を指す。

3 本百姓 村の正式な構成員で、田畑屋敷を

持ち、年貢や諸役を負担した。

4 柄在家 一般的には本百姓より身分が低く、夫役を負担しない農民をいうが、当地方

における実態は不明である。

5 丸木舟 丸木をくりぬいて、棚板や梁などをつけた舟。

6 海士舟 漁夫の乗る舟。

7 天当舟 海にもぐって魚や貝をとることを業とする潜(かつぎ)を鮫などから守る舟。鮫追船。

8 伝馬舟 本船に搭載して、荷物の積み下ろしや岸との連絡などに用いる小舟。橋船。

9 百姓諸才 農業の合間に行う賃稼ぎ労働のこと。農間余業。

10 郷馬指 宿駅の間屋場の下役人のうち、有事のときのみに臨時的に人馬用立ての指揮をする者。

11 馬指 宿駅の間屋場の下役人で、継ぎ送りの際に人馬を割り当てる役を勤める者。

12 配符 代官など藩の役人や、各役所からの命令を村々に触れ回すための文書。廻状。

江戸時代の領主は、支配下の村々を把握するために、必要

に應じて村の概況を書き上げた帳簿を作成させた。一般には村明細帳または村鑑（村鏡）と呼ばれているもので、一種の村勢要覧のようなものである。この「真鶴村書上帳」は、当時の小田原藩主であった稲葉氏の命によって作成されたもので、稲葉氏は寛文十二年（一六七二）に相模国内の城付地に對して、また延宝八年（一六八〇）には駿河国内の御厨領と稱する領地（現御殿場市周辺）一帯に對して、一斉にこうした村明細帳の提出を命じている。内容は多岐にわたるが、とくに小物成などの雑年貢や、交通・水利普請などの役負担に關する記載が詳しい。この時期が領内支配の確立期であることからすれば、とくに田畑の本年貢以外の貢租体系を正確に把握することを主眼として、村の概況を詳細に把握しようとしたものであろう。「真鶴村書上帳」もこうした形態を踏襲しているが、他村の明細帳と比べてもその記載内容は極めて詳細であり、とくに漁業や廻船、石材業に關する記載や、鵜窟を含む名所旧跡に關する記載など、真鶴村の特質や支配における位置付けをよく伝えている。

2 (一六七六)
延宝四年七月

岩村明細帳

「当村々氏直公様虎之御朱判之御書付先年頂戴仕候

鮫追船諸役御赦免之訳ケ 式

土肥之郷一郷之処、岩・真鶴之者薪・かや刈申様

之訳ケ 壹

岩・真鶴より蛸・海老・肴商売仕様之訳 壹

龍門寺竹木・花之訳 壹

「御林壹ヶ所 東西八町 南北貳町半

「当村百姓^(内林持貳ヶ)拾人 但、林数四拾林

此内

「ミやうせん道林 九 間 拾七間 善兵衛

「西ノ入林 廿一間 八 間 九左衛門

「開山堂林 拾六間 八 間 源七郎

「宮之山林 貳拾八間 貳拾貳間 惣左衛門

「家之上林 貳拾四間 拾五間 権右衛門

「馬場林 拾五間 拾四間 佐次右衛門

「菖蒲沢林 拾貳間 拾 間 四郎左衛門

「家之上林 拾 間 六 間 佐次右衛門

第1章 村と支配

一、幕之上林	三拾八間	拾九間	徳左衛門	一、小松原林	廿四間	六間	勘右衛門
一、幕之下林	拾五間	六間	弥左衛門	一、高丁場林	三拾間	廿間	同 人
一、小猿山林	貳拾五間	拾五間	善七	一、馬場林	廿七間	廿五間	同 人
一、高丁場下林	拾五間	拾壹間	平右衛門	一、幕下林	五拾間	貳拾間	勘右衛門
一、同所林	拾五間	六間	同 人	一、鞍掛林	参拾間	拾八間	同 人
一、幕下林	四拾五間	拾三間	善四郎	一、中之山林	拾貳間	七間	清兵衛
一、同所林	三拾五間	廿五間	太郎右衛門	一、長坂林	拾貳間	八間	同 人
一、赤浜林	貳拾三間	拾四間	半兵衛	一、幕下林	廿五間	拾四間	同 人
一、高丁場下林	拾九間	拾壹間	新右衛門	一、同所林	拾七間	拾五間	同 人
一、開山堂林	六拾間	五間	三郎左衛門	一、宮之上林	貳拾間	六間	同 人
一、馬場林	七間	三間	新左衛門	一、馬場林	廿七間	廿五間	勘右衛門
一、小松原林	三拾五間	廿貳間	勘左衛門	一、長坂林	拾貳間	六間	弥五左衛門
一、家之上林	貳拾間	拾八間	清兵衛	一、馬場林	拾貳間	八間	権右衛門
一、小松原林	百間	拾間	同 人	一、兄大明神	本尊児木像宮立	長老丈貳尺 長三尺 横老丈	
一、小猿山林	拾間	拾五間	六郎兵衛	一、脇宮龍宮宮立		長三尺 横老丈	
一、馬場林	八間	六間	同 人	一、拝殿		長五間 横貳間	
一、長坂林	拾壹間	五間	四郎左衛門	一、兄明神森	長貳拾六間	横拾五間	
一、屋敷添林	六間	五間	新左衛門	一、石之鳥居	高老丈老尺		

一、石之塔老基五重 高サ老丈貳尺 此願主当村貳拾人
 一、石燈籠貳基 高サ八尺五寸 同 同 断
 右は岩村始て之氏神、縁起は有之由ニ申伝、元和年中致
 焼失

一、山王権現ほこら 森長八間 横四間

一、山神ほこら 森長拾四間 横拾間

一、禅宗多宝山龍門寺、本尊釈迦木仏、開山林屋和尚と申

沙門、天正元年開闢仕、本寺豆州田方郡南条村昌溪院

と申寺ニ御座候、開闢以前弘法大師開闢之地と申伝、

林屋以前御判老通御座候処、火事焼失と申伝、此文面

竹木・草花御免と申伝

一、龍門寺後ニ滝御座候、高サ凡八間

一、滝之脇觀音堂、但貳間四方、弘法大師御作石仏、十一

面觀音并木仏之不動、木仏之毘沙門御座候

一、禅宗薬王山長昌院、本尊薬師木仏、常長之御作、開山

ハ独翁和尚と申沙門、本寺岩村龍門寺、慶長貳年開闢

一、禅宗西岩山実相院、本尊阿弥陀木仏、開山聖庵和尚と

申沙門、慶長拾貳年開闢、本寺岩村龍門寺

一、禅宗婦命山如来寺、本尊阿弥陀石仏、但唱之作、開山
 八月桂和尚と申沙門、寛永十八年開闢、本寺岩村瀧門
 寺

一、岩村前陸ヨリ七間程はなれ、弁才天石ノほこら御座候
 一、船着之儀、西風ニハ能、北南東風ニハあしく船掛り不
 申候

一、当浦魚漁之儀ハ真鶴ヨリ漁業仕候

一、北条氏直公以後大久保七郎右衛門様、同相模守様御領

所、夫ヨリ中川勘助様貳年御代官、夫ヨリ以後近藤石

見守様元和元卯年ヨリ午年迄四年、末年ヨリ亥年マテ

五年阿部備中守様御領所、其以後御公料ニ成、寛永元

子年ヨリ寅年迄三年森谷佐太夫様御代官、卯年ヨリ申

年迄六年八木治郎右衛門様御代官、同年ヨリ稲葉丹後

守様、同美濃守様、則チ殿様御領所ニ罷成申候

延宝四丙辰年七月

清 兵 衛
 勘 兵 衛

六 郎 兵 衛

権 右 衛 門

甚左衛門

柴田小十郎様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

前掲史料と同じく、稲葉氏の藩主時代に作成された岩村の村明細帳の写しである。ただ、この作成年代は、前述(史料1解説)の相模国内の城付領における作成年代とずれており、今後検討の余地がある。内容的には一見簡略であるが、記載部分の形式は他村の明細帳の後半部分と同じであり、おそらくは筆写された時点で前半部分が欠けていたものと思われる。

第二節 年貢と船役金

3 (一七三九)
元文四年十二月 未年岩村船役金割付状

未年岩村可納船役金之事

一、廻船老艘	帆拾貳端 拾下り	水主五人乗	惣	七
永老貫貳百七拾貳文		但、帆老端百六文充		
一、小廻船老艘	帆六端 六下り	水主三人乗	同	人
永五百四拾六文		但、帆老端ニ九拾老文充		
一、廻船老艘	帆拾三端 拾貳下り	水主六人乗	勘右衛門	
永老貫三百七拾八文		但、帆老端百六文充		
一、廻船老艘	帆拾七端 拾五下り	水主拾人乗	半左衛門	
永老貫八百貳文		但、右同断		
一、橋船老艘			勘右衛門	
永五拾文		但、老艘五拾文充		
一、橋船老艘			半左衛門	
永五拾文		但、右同断		
一、橋船老艘			同	人

永式拾五文 但、右同断

是ハ当未七月造船ニ付半役

一、天当船三艘 潜鯨追船

是ハ百姓寄合持ニ付船役免除

船合拾艘 有船

永合五貫百貳拾三文

右之通極月廿五期限急度可令上納者也

元文四己未十二月

杉浦 喜大 夫^⑨

庚 佐次郎^⑩

江戸御用ニテ無加印
小野木角右衛門

右村名主中
惣船持

(真鶴町教育委員会蔵)

1 橋船^{はしぶね} 伝馬船 (史料1用語8)。

船役金は小物成の一種で、船の持ち主に対して課せられる
營業税のようなもの。これは岩村に課せられた船役金の上納
額を示した割付状のうち、もっとも古いものである。岩村に
はこうした船役金の割付状が三三三残っている。具体的な賦

課の基準は、船持一人ごとに、船の種類に応じて帆一端あたりの永高を定め、これに端数を乗じて算出している。「永」は永楽銭(永楽通宝)のことで、江戸時代には通用禁止の貨幣となったが、年貢納入時に金貨計算上の単位(金一兩≡永一貫文≡銭四貫文)として用いられた。実際には金貨や銭貨に換算して上納するのである。

4 (二七九六)
寛政八年十一月 辰年岩村年貢割付状

辰年御物成可納割付^(乙)事

一、高百四拾三石三斗九升七合

岩村

反別貳拾六町四反九畝拾五歩

此訳

下田四畝三歩

去寅より来ル午迄五ヶ年居¹

米壹斗六升四合

反四斗

畑方貳拾六町四反五畝拾貳歩

内

上畑貳町六反八畝貳拾貳歩

三畝拾五歩

辰改波荒坂崩共引²

残貳町六反五畝七歩

永四貫八百五拾四文

反百八拾三文取

屋鋪壹町八反壹畝歩

五畝歩

名主被下

中畑六町九反貳畝拾貳歩

壹反五畝拾三歩

年々波入川欠辰改堀崩共引

残壹町七反六畝歩

永四貫四百文

反貳百五拾文取

残六町七反六畝貳拾九歩

永拾貫三百五拾八文

反百五拾三文取

一、高三石七斗七合

反別貳町壹畝壹歩

下畑八町三反九畝拾貳歩

貳反貳拾壹歩

年々山崩堀崩波荒共引

此記

新屋敷三畝歩

卯改

五畝拾七歩

去丑改内林ニ成ル

永三拾文

反百文取

永三文

反五文取

山畑八反七畝七歩

残八町壹反三畝四歩

永九貫五百九拾五文

反百拾八文取

永百五拾七文

反拾八文取

下々畑六町六反三畝貳拾六歩

九畝貳歩

年々山崩堀崩川欠波入共引

永五拾六文

下々畑三反八畝拾七歩

延宝七未改

反八文取

壹畝壹歩

去丑改内林ニ成ル

永百貳拾七文

反三拾三文取

永壹文

反五文取

屋鋪壹畝貳拾六歩

去丑改内林ニ成ル

残六町五反三畝貳拾三歩

永貳貫四百八拾四文

反三拾八文取

一、永貳貫五文

山錢

反五文取

米ノ壹斗六升四合

永ノ三拾四貫七拾壹文

右之通名主・惣百姓立合、高下無之致割賦、十一月晦日
限急度可令皆済者也

寛政八丙辰年十一月廿四日

近藤兵大夫

牟礼三郎大夫

登坂板倉理右衛門

出府関小左衛門

篠崎義左衛門

右村名主
惣百姓中

(真鶴町教育委員会蔵)

1 居免 すゐめん 凶作などの際に、期限を定めて年貢率を低く据え置くこと。

2 坂崩 さかぐずれ 当地方では、とくに耕地付近の傾斜地を

「坂」と称しており、坂崩はこの傾斜地が崩れた状態を指すと思われる。

江戸時代の年貢は、個々人ではなく村を単位として賦課されたが、この徴収額を示した令状を年貢割付状、あるいは

年貢免状などという。これは岩村に出された年貢割付状のうち、もっとも古いものである。岩村には割付状が一点一点残っている。船役金の割付状ともども、いずれも発給者は郡奉行である。具体的な賦課の形態は、田畑・屋敷地の等級別の面積から、免除分が差し引かれて実際の賦課面積が割り出され、これに田方なら米、畑方なら永による一反あたりの取り高を乗じて、全体の年貢量が計上されている（山銭を含む）。石高に年貢率を乗じる方法を厘取法と称するのに対し、こうした賦課の方法を反取法という。また免除引分のうちには、波荒や波入といった理由がみられ、海辺の村としての特色を示している。

5 寛政十年十二月 年貢岩村船役金割付状 (二七九)

岩村船役金之事

一、小廻船老艘 帆拾端 水主五人乗 与 七

永壹貫六拾文 但、帆船端百六文ツ、

一、小廻船老艘 帆拾三端 水主五人乗 安次郎

永壹貫三百七拾八文 但、右同断

第1章 村と支配

一、小廻船老艘 帆 ^{七端} _{五下り}	水主五人乗	悦次郎
永六百三拾七文	但、帆老端九拾老文ツ、	
一、小廻船老艘 帆 ^{七端} _{五下り}	水主四人乗	同 人
永六百三拾七文	但、右同断	
一、小廻船老艘 帆 ^{八端} _{八下り}	水主五人乗	忠五郎
永七百弐拾八文	但、右同断	
一、小廻船老艘 帆 ^{七端} _{五下り}	水主五人乗	伴次郎
永三百七拾老文	但、右同断	
是は当午五月造船ニ付七ヶ月分		
一、小廻船老艘 帆 ^{七端} _{五下り}	水主四人乗	豊七
永三百七拾老文	但、右同断	
是は当午五月造船ニ付七ヶ月分		
一、橋船式艘		村中持
永百文	但、老艘五拾老文ツ、	百姓寄合持
一、天当船三艘		
是は鮫追船ニ付前々船役免除		
船合拾式艘 有船		
永合五貫弐百八拾弐文		

此金五兩^(京)老歩^(歩)京百弐拾八文

右之通当午年船役金十二月廿五日限急度可令上納者也

寛政十戊午年十二月

金沢六郎右衛門^⑨

板倉理右衛門^⑩

篠崎義左衛門^⑪

関小左衛門^⑫

右村名主
船持 中

(真鶴町教育委員会蔵)

この年の船役金の割り付け額である船数の合計一二艘、永の合計五貫二八二文は、現存する船役金割付状のなかでは最高額となっている。また、この前後の寛政五年(一七九三)と寛政十年の割付状も、それぞれ船合八艘と一一艘、永合四貫三四文と五貫八九文となっており、史料3の元文四年(一七三九)の割付状とならんで、高い額を示している。

6 文化八年十一月 未年岩村年貢割付狀

未年御物成可納割付之事

高百四拾三石三斗九升七合

岩 村

反別貳拾六町四反九畝拾五步

此 訳

下田四畝三步

米耄斗六升四合

反四斗取

畑方貳拾六町四反五畝拾貳步

内

上畑貳町六反八畝貳拾貳步

三畝拾五步

辰改波荒堀崩引

殘貳町六反五畝七步

永四貫八百五拾四文

反百八拾三文取

中畑六町九反貳畝拾貳步

耄反五畝拾三步

年々波入川欠辰改堀崩共引

殘六町七反六畝貳拾九步

永拾貫三百五拾八文

反百五拾三文取

下畑八町三反九畝拾貳步

貳反貳拾耄步

年々山崩堀崩波荒共引

五畝拾七步

去丑改内林ニ成ル

永三文

反五文取

殘八町耄反三畝四步

永九貫五百九拾五文

反百拾八文取

下々畑六町六反三畝貳拾六步

九畝貳步

年々山崩川欠波荒引

耄畝耄步

去丑改内林ニ成ル

永耄文

反五文取

殘六町五反三畝貳拾三步

永貳貫四百八拾四文

反三拾八文取

屋鋪耄町八反耄畝步

五畝步

名主被下

殘耄町七反六畝步

永四貫四百文

反貳百五拾文取

高三石七斗七合

反別貳町耄畝耄步

此訳

新屋鋪三畝歩

卯改

永三拾文

反百文取

山畑八反七畝七歩

永百七拾四文

反^(拾カ)□八文取

新山畑七反拾耆歩

永七拾文

反拾文取

下々畑三反八畝拾七歩

延^(二六七九)宝七未改

永百三拾五文

反三拾五文取

屋鋪耆畝貳拾六歩

去丑改内林ニ成ル

永耆文

反八文取

永貳貫五文

山錢

米ノ耆斗六升四合

永ノ三拾四貫百拾文

右之通名主・惣百姓立合、高下無之致割賦、十一月晦日

限急度可令皆済者也

文化八辛未年十一月七日

井沢門 大夫[㊦]

坂部 糺[㊦]

石原五郎左衛門[㊦]

右村 名主
惣百姓 中

(真鶴町教育委員会蔵)

岩村では、この文化八年をはじめとして、文政元年(一八一八)、天保十年(一八三九)、嘉永元年(一八四八)、安政三年(一八五六)、慶応二年(一八六六)の六か年分について、年貢割付状と船役金割付状の双方が残っている。

7 文化八年十二月 未年岩村船役金割付状

未年岩村船役金之事

一、小廻船耆艘

帆^{八端}下り

永主五人乗

友右衛門

永七百貳拾八文

一、小廻船耆艘

帆^{拾端}下り

永主五人乗

惣 七

永九百拾文

一、小廻船耆艘

帆^{七端}下り

永主四人乗

佐久治

永百六文

但、右同断

是は当末二月ほくし船ニ付式ヶ月分

一、押送船式艘 帆^{四端}四下り

水主四人乗 惣 七

永四百八拾文

但、帆壹端六拾文ツ、

一、橋船式艘

村 中

永百文

但、壹艘ニ付五拾文ツ、

一、天当船三艘

百姓寄合持

是は鯨追船ニ付船役免除

船合拾艘

内九艘 有船

永合式貫三百式拾四文

此金貳両壹步^(分)京貳百九拾六文

右之通当末船役金十二月廿五日限急度可令上納者也

文化八辛未年十二月廿日

井沢門 大夫[㊦]

坂 部 糺[㊦]

出府 石原五郎左衛門

内

右村 名主 船持 中

この年を含む文化・文政期（一八〇四〜二九）の船役金割付状は六通現存しているが、船数の合計こそ八艘から一〇艘であるものの、永の合計については一貫四〇〇文余から二貫四〇〇文余となっており、寛政期に比べてかなり低い額になっている（史料5）。

（真鶴町教育委員会蔵）

8
（一八三〇）
天保七年十一月 申年岩村年貢割付状

中年御物成可納割付之事

一、高百四拾三石三斗九升七合

岩 村

反別貳拾六町四反九畝拾五步

此 訳

下田四畝三步

米壹斗六升四合

反四斗取

畑方貳拾六町四反五畝拾貳步

内

上畑貳町六反八畝貳拾貳步

三畝拾五歩

辰改波荒堰崩引

永貳貫四百八拾四文

反三拾八文取

残貳町六反五畝七歩

屋敷耆町八反耆畝歩

永四貫八百五拾四文

反百八拾三文取

五畝歩

名主被下

中畑六町九反貳畝拾貳歩

残耆町七反六畝歩

耆反五畝拾三歩

年々波入川欠辰改堰崩引

永四貫四百文

反貳百五拾文取

残六町七反六畝貳拾九歩

一、高三石七斗七合

永拾貫三百五拾八文

反百五拾三文取

反別貳町耆畝耆歩

下畑八町三反九畝拾貳歩

此訳

貳反貳拾耆歩

年々山崩浪入共引

新屋敷三畝歩

卯改

五畝拾七歩

去丑改内林ニ成ル

永三拾文

反百文取

永三文

反五文取

山畑八反七畝七歩

残八町耆反三畝四歩

永百七拾四文

反貳拾文取

永九貫五百九拾五文

反百拾八文取

新山畑七反拾耆歩

下々畑六町六反三畝貳拾六歩

永七拾文

反拾文取

九畝貳歩

年々山崩川欠浪入引

下々畑三反八畝拾七歩

延宝七未改

耆畝耆歩

去丑改内林ニ成ル

永百三拾五文

反三拾五文取

永耆文

反五文取

屋鋪耆畝貳拾六歩

去丑改内林ニ成ル

残六町五反三畝貳拾三歩

永耆文

反八文取

一、永貳貫五文 山錢

米ノ壹斗六升四合

永ノ三拾四貫百拾文

内五貫百文

当申用捨引

(残) 錢永貳拾九貫拾文

右之通名主・惣百姓立合、高下無之致割賦、十一月晦日
限急度可令皆済者也

天保七丙申年十一月廿四日

杉山勝之進[㊦]

大久保隼之助[㊦]

坂部与八郎[㊦]

松下良左衛門[㊦]

右村名主
惣百姓中

(真鶴町教育委員会蔵)

この年は、天保飢饉のなかでもとくに被害の激しかった年
といわれている。割付状のうち、「当申用捨引」として計上
されている五貫一〇〇文の引き分は、これに対する措置であ

ろう。

9 (一八三八)
天保九年十二月 戌年岩村船役金割付状

戌年岩村船役金之事

一、橋船式艘

村 持

永百文

但、壹艘五拾文ツ、

一、小揚船老艘

伴 藏

永貳拾五文

但、右同断

是は当三月売船ニ付半役

一、天当船三艘

百姓寄合持

是はかつぎ鯨追ニ付船役免除

船合六艘

内五艘 有船

永合百貳拾五文

此京五百文

右之通当戌年船役金十二月廿五日限急度可令上納者也

天保九戌戌年十二月十八日 大橋儀兵衛[㊦]

井沢門大夫[㊦]

坂部与八郎[㊦]

二、天当船三艘

百姓寄合持

右村^{名主}
船持 中

是はかつき鯨追船ニ付船役免除
船合七艘 有船

(真鶴町教育委員会蔵)

永合八百七拾八文

此金^(分)三歩京五百拾貳文

右之通当年船役金十二月廿五日限急度可令上納者也

弘化三丙午年十二月十五日 井沢門 大夫[㊦]

大橋儀 兵衛[㊦]

加藤 東馬[㊦]

この年の船役金は、船数・割り付け額とも現存している割付状のなかでは最低であり、この前後三年間（天保八・十・十一年）も船数の合計六艘、割り付け額一五〇文と、これについて低い額となっている。

10 弘化三年十二月 午年岩村船役金割付状

(一八四六)

午年岩村船役金之事

一、小廻船老艘 帆^{八端}_{七下り} 水主五人乗 勘 兵衛

永七百貳拾八文 但、帆老端九拾老文充

一、橋船貳艘 村 持

永百文 但、老艘五拾文充

一、小揚船老艘 伴 藏

永五拾文

(真鶴町教育委員会蔵)

右村^{名主}
惣船持 中

この年から元治元年（一八六四）までの割付状一五通については、船数・割り付け額ともまったく同じで、船役金の固定化がみてとれる。

11 (一八四八) 嘉永元年十一月 申年岩村年貢割付状

申年御物成可納割付之事

去未年免
一、米 壹斗六升四合

岩 村

一、永三拾四貫貳百三拾五文

右之通名主・惣百姓立合、高下無之致割賦、十一月晦日
限急度可令皆済者也

嘉永元戊申年十一月十八日

黒柳久兵衛 ㊦

井沢門大夫 ㊦

大橋儀兵衛 ㊦

右村名主惣百姓 中

(真鶴町教育委員会蔵)

岩村に残る年貢割付状のうち、この嘉永元年以降の割付状には、史料 4・6・8 にみられたような田畑の面積や引き分などの内訳がなくなり、徴収の合計額のみが計上されている。この合計額も「去未年免」とされていることからすれ

ば、一種の定免制を示すものかと思われるが、なお今後の検討が必要である。また、この年と安政三年（一八五六）の割り付け額はまったく同じであり、寛政八年（史料 4）を除いた他の年が三四貫一〇文で固定化しているのに比べて、若干多くなっている。

12 (一八六七) 慶応三年十二月 卯年岩村船役金割付状

卯年岩村船役金之事

一、小廻船老艘 帆八端七下り

水主五人乗 勘兵衛

永七百貳拾八文

但、帆老端九拾老文ツ、

一、小廻船老艘 帆八端七下り

水主五人乗 源 六

永五百四拾六文

但、右同断

是は当十月買船ニ付九ヶ月分

一、橋船式艘

村 中 持

永百文

但、老艘ニ付五拾文ツ、

一、小揚船老艘

伴 藏

永五拾文

一、天当船三艘

百姓寄合持

是はかつき鯨追船ニ付船役免除

船合八艘

内

七艘 有船

永合耆貫四百貳拾四文

此金耆兩三歩(分)京六百九拾六文

右之通当年船役金十二月廿五期限急度可令上納者也

慶応三丁卯年十二月十八日

近藤吉左衛門 ㊤

関名縫殿介 ㊤

三幣彈正 ㊤

山本修理 ㊤

右村(名主) 中
外船持

(真鶴町教育委員会蔵)

貫九二五文となっており、慶応年間に入って再び増加したことが確認できる。

岩村に残る江戸時代最後の船役金割付状である。船役金は弘化三年(一八四六)から船数合計六艘、割り付け額合計永八七八文で固定化していたが、この前年には合計九艘、永一

第三節 出稼ぎ漁民

13 享保六年二月 下田番所の浦賀移転にともなう触書
(二七二)

ならびに請書の覚

一、下田ハ湊口よろしからざるニ付、風波之節難乗入、或ハ舟破損ニおよび、其上乗おとしの舟も多、方諸廻船^(旁カ)之者共難儀仕候由相聞候ニ付、年来被建置候御番所所替被 仰付がたき事候得共、此度御吟味之上浦賀湊ニ御番所被 仰付候事

一、浦賀御番所におゐて改之儀は、下田御番所にて改とハ少々品違候事も候条、御法度之趣舟頭は勿論、水主迄も能々覚候様ニ急度可申聞事

一、御法度之趣急度相守、万一御法度相背候類ハ不及言、何事ニても猥り成様子見出し聞し候ハ、^(出脱カ)、早々浦賀役所亦ハ支配之役所え可申出、急度御褒美可被下事

一、御法度を背候者其品存ながら申出さるにおゐてハ、罪科可被行事

定

一、諸国往来大小之船、向後相州浦賀湊にて改有之間、江戸湊へ出入之船共ハ不申及、沖を直通り仕間鋪事

附り、漁船并おし送り之小船魚荷計積候分ハ改ニ不^(無脱カ)及、外之荷物積候時ハ問屋え不及届、御番所着直ニ改受可申候、空船之義は改無之直乗通り可申事

一、豆州下田より江戸迄之内関東方へ乗候船ハ、只今迄改^(無脱カ)之候得共、自今ハ右之船共浦賀にて改有之事

一、東廻し船之分も登り下り通船共ニ、向後浦賀湊え乗入改を請可申、并安房・上総・下総・常陸・江戸又ハ下田迄之内を往来致し候船は、只今迄改無之候得共、是又浦賀にて改有之事

一、諸廻船浦賀にて改不済船、^(根府川)ねふ川・浦賀之間暫しかる^(根府川)べ□□尤荷物便船人揚おろし□□若風波之節舟かゝり致し候ハ、其所之庄屋証文を取浦賀にて可差

出事

一、浦賀にて改済候舟風波之節、ねふ川・浦賀之間かゝり候ハ、浦賀改済ノ手形差出、庄屋^(庄屋)可相断事

一、ねふ川より浦賀迄の間、浦々より出入之荷船、登りハ荷物積候へ、浦賀え乗参り改可請、下り之船ハ先直ニ浦賀乗入、改済候へ、浦々え可乗入事

右之条々堅可相守、若於相背は可為曲事者也、御評定(所脱カ)様より被仰付候

子十二月廿一日

江戸本船町卷丁目

伊勢屋吉兵衛印

一、今度下田御番所相州浦賀え御引移諸舟御改被為成候、私共儀、只今迄下田より下筋房州・相州・上総・下総・常陸浦々より生魚積押送り船引請、於御当地商売仕来候、自今於浦賀御改請候得は商売差支被成候間、私共印鑑差出御請申上、往来手間取不申様ニ仕度段奉願候処、被為聞召分、押送小舟、魚荷積候船并漁船御改之儀御免被遊、御当地より右之船帰申候節、積荷物之外便船人并乗組水主増減等有之節は、拙者共御請負証文御裏書申請、浦賀御番所え差上ケ、かろく御改請可申由、空船ニて罷帰候節ハ直ニ乗通し候様ニ被仰付難有仕合ニ奉存候、然上ハ空船之節別て拙者共立

合逐吟味、舟底ニ到まで少も怪敷無之、縦少分之物成共隠置積込不申候様に、急度御請負申上候御事

附り、塩肴・活魚積候廻船之義ハ勿論、上下御改請可申事

一、生魚積舟御当地え着舟・帰舟之節、私共舟中え罷越、女・手負人・不審成者ハ不及申、武具荷物并ニ鉛・塩硝・硫黄、惣て御法度之類舟積無御座候哉、毛頭不鎌置様に逐吟味、若怪敷義御座候ハ、舟押置早速御住進可申上候御事

一、地頭・御代官、其外武士雜荷積申節も右御法度之趣堅相守、舟積之儀右同様ニ相心得、着舟・帰舟共に私共立合念入吟味可仕候御事

一、生魚舟之儀ニ付、万一御公儀様御為ニ不被成義仕出シ候敷、又ハ見出シ及聞申候ハ、有体ニ早速可申上候、自然於沖合御用木類其外何ニても拾来候者、不隠置御訴可申上候御事

一、私共儀、押送魚舟問屋ニて御座候ニ付、廻船之御請負不被仰付候間、私共判形を以廻船之通用一切仕間敷

之旨被 仰渡奉畏候、若廻船商売勝手之儀御座候ハ、其節御訴申上、御免之上通用可仕候、惣て借判・売判堅ク仕間鋪候、右魚船上下御請負仕候上、御役所之御威光を以、仮初ニも船頭・水主ニ対し不法之儀申付間敷候、毎日着舟・帰舟帳面ニ名処等記置、上下之船数帳面ニ壹ヶ月切差上可申候御事

右御請負之儀少も為蟻儀仕、御法度相背申候歟、是又当月廿一日於 御評定所被 仰渡候御法度之趣、舟頭共・水主ニも不申付、雖為一字違犯仕候歟、惣て御用之儀ニ付 御役所被 仰付候趣少も違背仕候ハ、舟主・荷主は不及申上ル、舟頭・水主、其舟宿組合共ノ急度曲事可被 仰付候、為後日之押送り魚船御請負惣問屋連判証文差上ケ申処実正ニ御座候、仍て如件

右浦賀御 番所様より被 仰付

子ノ二月廿六日

(江戸町奉行 忠相)
従大岡越前様被 仰渡候御触之趣

一、諸廻舟之儀、米穀を始其外炭・薪・材木等無滞留運送

候様ニ被 仰付儀ニ候間、向後植木・庭石其外遊道具之類積廻シ不申答ニ候条、此旨船持共へ可申付候事
一、御番所替候ニ付、判鑑等引替其外之儀ニ付てハ、浦賀奉行え可聞合候事

右之通被為仰付候間、御条目之通急度相守可申候、以上、子ノ十二月廿九日被 仰渡候

享保六歳丑ノ二月朔日

江戸本船町老町目
伊勢屋吉兵衛印

相州真鶴村与治兵衛船

(真鶴 田廣義一氏藏「田廣家筆写史料」)

1 押送り船^{おしぐりふね} 生魚を中心に、塩魚や干鰯^{ほしうなぎ}などを魚市場に運送するための快速の船。

下田(現静岡県下田市)に置かれた船改番所(浦方番所)が、奉行所とともに、浦賀(現横須賀市)に移されたことを受けて発布された、享保五・六年(一七二〇・二一)次の触書などを書き留めたものである。船改番所は江戸湾に入港する船を検査する番所。史料は四つの部分からなっている。①は下田が風波の難が多いところから、番所を浦賀に移転する

旨を傳達し、あわせて法度の遵守を申し渡したもの。②は浦賀における船改めの法度書で、廻船などの商船についても、漁船と空船を除いて検査を受け、証印を得ることとされた。これは享保六年正月付けで『牧民金鑑』にも収録されている。③は漁船の船改めが免除されたことを受けて、船荷の吟味を徹底すること、法度に背かないことなどを誓った、押送り肴船問屋の請書。④は廻船の積み荷や判鑑に関する江戸町奉行大岡忠相からの申し渡しである。これらは江戸本船町一丁目の伊勢屋吉兵衛を通じて、尻懸浦の鰯網与次兵衛に伝えられているが、伊勢屋は③の肴問屋の一つで、与次兵衛の取り引き相手であった。彼らにとって、船改番所の浦賀移転がいかに重要な関心事であったかがわかる。

14 明和二年十二月 出稼ぎ漁民の寺請吟味につき紀州
(一七六五)

大崎浦与次兵衛一統の覚

一、明和二年乙酉年十二月廿三日、小田原神社御奉行所より真名鶴村名主御呼寄被遊御尋之趣、真名鶴領ニ長縄職与七郎、尻懸浦鰯網与次兵衛、右兩人之義ハ此方ニ致住居罷在候、定て人数も国許より連来可有之候得ハ、

宗門之所ハ如何致有之哉、此方ニて仮旦那寺を致有哉否哉と御尋被遊候、仍て真名鶴村名主半左衛門殿之□申上候趣は、被仰聞候通右兩人此方ニ致住居罷居候、仮り寺之義□「屋共福浦村ニて了善寺仮旦那ニて御座候と被申上候得ハ、然ハ了善寺儀ハ右之者共国許旦那寺より一札取り置仮旦那ニ致有之哉と御尋被遊候節、半左衛門殿被申候ニは、一札之義ハ如何可有御座哉、私不存と被申上候得ハ、然ハ其方罷歸候て、右之者共国元一札了善寺方ニ有之哉詮儀を致候て、一札無之候ハ、右兩人之者共早速ニ国許寺一札取寄候て、福浦村了善寺方へ相渡し申様ニと御座候て、則一札下書差遣可申と被仰、仍て右下書之趣左之通

一札

一、拙寺旦那方与次兵衛と申者并弟誰・弟誰、商壳体ニ付其御地ニ致住居候、右之者共其御地ニ住居之内は、貴寺旦那ニ被成置可被下候、右頼証文為後日仍て如件

何国何処

年月月日

何寺印

相模国足柄下郡福浦村

了善寺

右之儀ニ付、宮前与七郎・手前一所ニ真名鶴村名主衆より呼れ罷出候得ハ、此度小田原寺社方より右之趣御尋御座候、仍て寺一札は御兩人如何御座候哉と被申候、依之拙者共申候ハ、年久敷事御座候得ハ、其儀ハ於拙者ニ一向不存候得ハ、罷歸り了善寺之方相尋可申、若了善寺ニ無之品々御座候ハ、御下書之通早速国許へ可申遣と申、了善寺を相尋申処ニ、了善寺住寺(持)ニも左様之儀ハ覺不申、詮義被致候処ニ、弥一札ハ無之候、仍て手前義ハ同十二月廿七日書状、右下書為(原)申処ニ、戌ノ二月十四日ニ国元より一札罷下り申候、則一札之趣

一札

一、拙寺檀方与次兵衛并弟嘉平治・同伝吉、与次兵衛世倅新吉、嘉平治世倅幸次郎、商売体ニ付其御地ニ致住居候、右之者共其御地ニ住居之内ハ、貴寺檀那ニ被成置可被下候、右頼証文仍て如件

明和三丙戌年 正月

相模国足柄下郡福浦村

了善寺殿

右之一札寺社御奉行衆へ御覽之上、了善寺へ相渡し置申候、其節了善寺より寺社へ御願之一札下書被遣候写シ左之通

乍恐以書付奉願上候御事

紀州海上郡大崎村与次兵衛并弟嘉平治・同伝吉、与次兵衛世倅新吉、嘉平治世倅幸次郎、右之者共商売体ニ付真名鶴

尻掛ケと申所ニ住居仕候、依之右之者共当所住居之内拙寺檀那ニ被成度に相願、真名鶴村役人共よりも相願申候ニ付、拙寺檀那ニ仕置申度奉願候、尤国許旦那寺同所願称寺より無相違旨証文取置申候、右奉願候通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候

明和三丙戌年

京都西本願寺末寺 福浦村

紀州海上郡大崎村(土)

願称寺判

三月九日

了善寺印

寺社御奉行所

右了善寺被奉願上候通相違無御座候、被奉願候通被仰付被下置候ハ、私共迄難有可奉存候、以上

福浦村

名主

年号月日

組頭不殘印

寺社御奉行所様

右願書三月九日、了善寺・名主浦右衛門殿御同道にて寺社え被罷出、御願之通相済申候、尤宮前与七郎方も一度ニ相済申候

寺社御奉行

相馬七左衛門様

小左衛門様

御手代

森田□右衛門殿

山形藤五殿

右之趣にて寺社方相済申候ニ、小田原地方御役所より被

仰出候は、与次兵衛・与七義ハ商売ニ付此方へ罷在候処、住居と致事難成、勿論銘々国許地頭えは聞へも如何敷候間、右之寺証文取替申様ニと被仰付、重て之証文下書則左之通

一札

一、拙寺檀方与治兵衛并弟嘉平治・同伝吉、与次兵衛悻悻吉、嘉平治悻幸次郎、右之者共商売体ニ付其地ニ逗留致罷在候間は貴寺旦那被成置、万一之儀も有之候節は直ニ御取り納メ可被下候、為後日之頼証文仍て如件

明和三年

紀州海士郡大崎浦

戊四月

願称寺判

相模国足柄下郡福浦村

了善寺殿

右之証文取替候て、則了善寺へ相納メ、小田原表も相済申候

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

真鶴村には、尻懸浦で鰯網漁に従事する紀州海士郡大崎村

（現和歌山県海草郡下津町）出身の与次兵衛と、宮前に住んで鯛長縄漁に従事する泉州堺新在家町（現大阪府堺市）出身の与七郎という二人の出稼ぎ漁民が住んでいた。小田原藩の寺社奉行所は、真鶴村の名主を呼び寄せて、この兩名とその一統に対して宗門の改めと仮旦那寺の設定に関する調査を行った。両者とも福浦村の了善寺を仮の旦那寺としていたが、奉行所は国元の旦那寺から仮旦那寺にあてた頼証文が必要であると、改めてこれを準備するように命じた。この経緯と、これに対する与次兵衛一統の対応を書き留めた史料である。出稼ぎ漁民の寺請けに関する小田原藩当局の具体的な対応をみることでしよう。

15

（一七六六）
明和三年二月

泉州堺の出稼ぎ漁民与七郎一統の寺

請の書付

（表紙）
「寺請之書付」

年号

明和三年丙戌年

二月 泉州堺新在家町

明現寺

福浦

了善寺

一札

一、拙寺旦那与七郎『其御地』并甥四郎、商壳体ニ付其御

地逗留致罷在內ハ、貴寺仮旦那ニ被成置、万一之儀も有之申候節は直ニ御取納可被成候、為後願証文仍如件

明和三丙戌年

泉州堺新在家町

二月

明現寺

相州足柄下郡

了善寺

乍恐以書付奉願候御事

一、泉州堺新在家町与七郎并甥宗四郎、右之者共商壳体ニ

付、真鶴村宮ノ前と申所ニ住居仕候、依之者之当共所

住居仕候内は、拙寺旦那ニ罷成度由相願も、真鶴村役

人共より相願申候ニ付、拙寺旦那寺ニ仕置申度奉願

候、尤国元旦那寺同所明現寺より無相違旨証文取置申

候、右之奉願候通被仰付被下置候ハ、難有可奉存

候、以上

明和三年戊年月日
寺社御奉行所

京都西本願寺末寺
福浦
了善寺

(小田原市 高野 肇氏蔵)

前掲史料の一件に対して出された、泉州堺からの出稼ぎ漁民与七郎一統の寺請証文の書き付けである。与次兵衛一統と同様に、国元の旦那寺から福浦村了善寺にあてた旦那寺依頼の頼証文が取られ、その後改めて了善寺から寺社奉行所に對して旦那那寺請負の願書が提出されたことが確認できる。

16 (一七九六)
寛政八年二月 藩主大久保忠真の入部に際する領内

見分につき御目見得の覚

(寛政八丙辰)
一、寛政七乙卯二月十八日ニ小田原若殿様御国為御一□江
戸御発駕被遊、同十九日ニ御着城、同廿六日根府川御
関所御見分ニ付、吉浜村迄御廻村被遊之時、尻懸浦え
御廻り被遊、与次兵衛上下ニて表罷出御目見得いた
し、又々翌日御帰城之節城口まで罷出申候、其節小田

原 根府川御休ミ 岩村御昼休ミ 真鶴御小休ミ 吉
浜御泊り

御家老 大久保弥平次様

郡奉行 篠崎儀左衛門様

浦方代官 脇山兵左衛門様

御手代 平田 領 蔵様

地方代官 三木代左衛門様

御手代 松尾

(原告)(原告)
右 祝 御見舞ニ吉浜まで参ル、勿論地方は残し申

候、又々三月二日ニ御家老様始郡奉行所・地方・浦方

まで御礼ニ罷出申候、御上様へは上物なし、尤御家

老・郡奉行・浦方代官へは鯨遣イ申候

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

新たに小田原藩の藩主となった大久保忠真が、はじめて小田原へ入部した際に行った、根府川関所方面への見分に際し、尻懸浦の与次兵衛が同所で忠真に謁見した際の記録である。なお、史料中では寛政七年(一七九五)となっている

が、忠真の襲封は寛政八年の正月十八日であり、入部の暇をもらうのは二月十五日であるので、本件の年次は記録違いである。

17 享和三年二月 紀州徳川家小田原止宿の際の与次兵

衛御目見得一件につき覚

享和三年癸亥年紀州様より被仰出候趣左之通
(筆脱カ)
 一奉申入候、尻懸浦与兵衛と申者、為伺御機嫌跡々其御止宿え罷出候事候得共、右は向後罷出候儀致無用候様、同人え通達可被致候、恐々謹言

三倉柳右衛門

正月三日 (原空) (花押)

村辻千右衛門

信孰 (花押)

久保田才助殿

右之趣御本陣久保田より申来候ニ付、是迄数代罷出候所差止甚□ □所、当三月朔日殿様御下り小田原御泊り□ □御宿割村辻千右衛門様小田原御泊之節罷出御伺申上

候所、右は此節御看御□ □ニ付、一緒ニ□ □候様ニ被仰聞候ニ付、本陣相添御願申上候得は、左候ハ、願書差出可申、則殿様御泊り之御御同役へ書 (原空) 相添置キ可申間、御当日ニ御同役御用部屋御下役三倉柳右衛門様、御当日御用部屋へ御取□被成下候、此節御用達御頭取安藤□右衛門様兼て□ □ニ被成候ニ付、内々御□ □願申上候所、御臈員ニ御被成被下、前之通御機嫌御窺ニ罷出、献上も相納り、御目録之□ □も先年ハ金貳百疋ニ候得共、此節より御久□ □ニ付金百疋被下置候、尤此度ハ一緒□差止候所、右体ニ相□ □右衛門様御臈員ニ被下候段難有□事ニ候、右願書ハ左之通りニ候

乍恐以書付奉願上候

一、百七十年程以前私先祖当地尻懸浦え出張渡世仕、乍恐 (紀州カ)

□ □公様御往来之節は年々御機嫌御伺ニ罷出候所、

此度御元止被 遊候儀、私不調法ニても仕候哉と当所

え対し外聞等も歎敷奉恐入候、殊ニ是迄以 御威光渡世仕 (原空) 候ニ御座候得は、何卒以御慈悲前々之通御機

嫌御伺ニ罷出候様ニ御取成被為遊被下置候様乍恐奉願

上候、以上

亥二月

御国大崎浦

与次兵衛
持合小田原印
居申候

右之通儀(原書)
記し置キ申候

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

紀州大崎浦から真鶴村尻懸浦へ出稼ぎに来ていた与次兵衛は、紀州徳川家が参勤交代のために小田原宿に止宿する際、御機嫌伺いとして藩主に謁見し、鯰を献上するならわしであった。ところがこの年の正月、与次兵衛はこの御機嫌伺いを今後停止するようにとの通達を受けた。あわてた与次兵衛は、藩の役人と交渉して、何とか旧来の特権を維持することに成功した。

18
(一八一〇)

文化七年八月 藩主大久保忠真大坂城代就任につき

冥加金献上および御出迎えの覚

乍恐以書付奉願上候御事

此度 殿様大坂御城代被為蒙仰御登城(坂)被遊候ニ付、奉願上候は、兼々私共奉蒙御旧代御厚恩難有仕合ニ奉存罷有候、依之奉恐入御事ニは御座候得共、何卒為冥加御登坂之節小田原宿より三島宿迄御連中御見送り継人足、乍少シ三拾人分代納にて、乍恐 御上様へ奉指上度奉願上候、右御慈悲を以被為 仰付被下置候へ、難有仕合可奉存候、以上

文化七年庚午年八月

鯰網 与次兵衛

長縄 与七郎

咆請負 伊兵衛

瀬戸喜三太様

須藤清次右衛門様

平田勇右衛門様

右殿様御城代ニ被為成候ニ付、御役所にて「御残中より夫々為冥(加)」継人足、又は金子等差出候者有之ニ付、右三人之請負人も心付候様ニと被仰候ニ付、三人相談之上にて銘々家業之品差上度趣其後相伺候所、御役所にて被仰候ニは、夫は「儀之遣物候間、金納か又は継人

足と致し候、何れ兩方之内沓品相談之上にて申出し候様
ニと被仰候ニ付、又々罷出、左候は三納屋にて金子三兩
為冥加(マカ)ニと申上候所、尤(原空)左候は願書差遣し候様ニ被仰
候ニ付、此方より下書被下候よふニ相頼、前書之願書差
上早速相済申

一、此度小田原 殿様大坂城御城代ニ被為成候所、当十
月三日江戸表御発駕被遊候所、一日□□にて五日ニ
御着城被遊、二日小田原ニ御逗留にて七日ニ大坂表
へ御発駕被遊候、右 殿様御発駕三・四日前ニ持中之
冥加金不残差上候様ニ我等方えも二日ニ配府(付)参候ニ
付、翌日瀬十郎冥加金持参にて罷出候、然所是迄小田
原 御殿様御帰城(原空) 御役所迄は御祝儀ニ参候得共、御
目通は不仕候ニ付、幸イ小田原表へ冥加金上納ニ参候
故、御役所にて旧来御厚恩(マカ)ニあすかり候ニ付、何卒
此度 殿様へ出迎へ御目通仕度趣相伺候所、御役所御
役人衆も尤ニ答被下、左候は願書差出候様ニ被仰下候
ニ付、何卒下書被下置候様相頼、早速左之通ニ願書差
上候

乍恐以書付奉願上候御事

一、此度 殿様御登坂被為遊候ニ付、私共旧来奉蒙御厚
恩難有仕合ニ奉存候、右ニ付恐(原空) 奉存候得共、何卒為
冥加御途中迄罷出申度奉願上候、右奉願上候通被為仰
付被下置候へ、難有仕合可奉存候、以上

文化七年

午十月

真鶴村

与次兵衛

鯛長繩

与七郎

浦方

御代官三人

右之願書差上候所、段々御評定之上にて漸々六日之暮方
ニ願通相(原空) 翌七甲板橋へ罷出御見送り御目通り仕候、
其節御奉行様・殿様へ申上候ニは、鯛網与次兵衛・鯛長
繩与七郎右兩人儀格別ニ御呼被下、御乗物へ御申上被下
候、尚又其節御供にて御登り被成候御家老加納(原空) 太夫様
是へも下座致(原空) 下役人衆え申候ニ付下座致し居候所、御
駕籠添にわ御太儀と御呼有之候

冥加金上納左之通

継人足三拾人分代納

金 000 三両

右はほふしやう之紙三ツ折にて左水引にて結(原空) 熨斗は長

のし一わ、是も紙にて(原空) 左水引

一、目録台は白糸にて拵候よふニ(原空) 線付右台へ乗セ右之台

へ下ケ、紙ニは

金三両	鯛網	与次兵衛
何れも真文字にて相認候	鯛長縄	与七郎
よふニ被線候	鮑請負	兵衛
	伊	

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

小田原藩主大久保忠真は、文化七年(一八一〇)六月に大坂城代に就任した。藩当局はこれに際して領内の有力農民から冥加金や継人足の献納を募ったが、この旨は鯛網の与次兵衛、鯛長縄の与七郎といった出稼ぎの漁民や、鮑請負人の伊兵衛など、本来領民ではない者たちへも伝えられた。そこでこの三人は互いに相談し、藩当局と交渉して、小田原宿より

三島宿までの見送り継人足三〇人分の代納として、金三両の冥加金を献上することにした。さらに与次兵衛と与七郎の兩名は、忠真の帰城の際の出迎えを願ひ出て許可されている。領民ではないにしろ、彼らにとってこうした措置は、それぞれの経営を藩主の庇護を受けて円滑に運営するために、欠かせぬものと認識されていたのであろう。なお与次兵衛は、文化十二年(一八一五)に忠真が京都所司代に就任した際も、鯛五本と冥加金一両を献上している(『真鶴町指定重要文化財総覧』上巻)。

19 文政元年七月 藩主大久保忠真参府につき御出迎え

および鯛献上の覚

乍恐以書付ヲ奉願上候御事

一、此度 殿様御参府被為遊候ニ付、私共儀旧来奉蒙御厚恩難有仕合ニ奉存候、右ニ付何卒為冥加御途中迄罷出申度奉願上候、右奉願上候通被為仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

文政元年

子七月

真鶴邑

鯛網 与次兵衛

鈴木莊兵衛様

佐藤伊野右衛門様

川口澗右衛門様

右願通り相済

寅七月廿七日長縄与七殿と兩人、板橋にて御出迎御目見へ相済、其儘にて御奉行并ニ御代官・御手代衆へ御祝儀ニ□□首尾能相済申候

寅七月廿七日御城着被遊候

乍恐以書付奉願上候御事

一、殿様御参府被為遊候ニ付、私義数年来奉蒙御厚恩冥加至極難有仕合ニ奉存候、右ニ付為御祝儀(鯰脱カ)三本献上仕度奉願上候、右奉願上候通被為仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

文政元年

寅七月

真鶴邑

鯰網

与次兵衛

鈴木莊兵衛様

佐藤伊野右衛門様

川口澗右衛門様

右は江戸御参府ニ付、折節鯰持合セ無之候ニ付、(鯰カ)魚釣て参り、御城着日付首尾能献上相済申候

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

京都所司代の勤めを終え、老中に就任するため江戸に参府する大久保忠真に対し、帰途の出迎えと鯰の献上を願ひ出た尻懸浦与次兵衛の覚書である。

20

(八三〇)
天保七年九月

紀州徳川家の御極印・御天目拝借の

件につき与次兵衛船船頭の回答書

紀州様御極印¹・御天目²、尻掛浦与次兵衛御拝借仕罷在候、右御天目ニ付川船御役所³え差出し候写

乍恐以書付奉申上候

一、本船町肴問屋家主伊勢屋吉兵衛ノ子久藏并ニ与次兵衛舟頭藤右衛門奉申上候、久藏処者相州尻懸浦与次兵衛と申もの、先年より生塩干肴引請渡世仕来り申候処、当十九日川筋御見廻之節 紀州様御極印所持罷居、御天目之義は立置不申、御見留被遊御察斗得奉恐入候、

翌廿日御調ニ付左ニ奉申上候、元来与次兵衛と申者、
 紀州海士郡大崎浦出生之ものにて、寛永十四丑年大久
 保加賀守様御領分相州足柄下郡尻掛浦へ出稼仕、其節
 より鰯網場所開発仕御運上差上漁業仕来り候、右与次
 兵衛妻子一族之儀は紀州表にて人別差上罷在候、尤尻
 懸浦ニても与次兵衛家内式拾人程之人別は、毎年四月
 大久保加賀守様小田原御役所へ差出し申候、尤鰯網春
 夏漁業之節ハ人数相増抱仕候、鰯網御運上毎年十月上
 納差上来り申候、右与次兵衛所持押送り船、紀州様御
 極印・御天目は迄御拝借仕来り候処、又候天保二卯年
 八月中押送り船造立仕候、尤船大工之義は同国□□
 半右衛門と申ものへ誂え、代金貳拾三両にて出来仕
 候、然ル処当七月中 紀州様御船手御役所ニおゐて紀
 船改と申焼御印頂戴仕候、右御尋ニ付此段奉申上候、
 以上

天保七申年

九月廿五日

相州尻懸浦

与次兵衛抱

藤右衛門

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

1 極印^{ごくいん}

船舶航行の許可を示す焼印。

2 天目^{てんもく}

一般には天

目茶碗のことをいうが、武具の一種で、天目茶碗の形状をまねた指物の意味もあり、この場合船に掲げるためのこうした指物を指すかと思われる。

3 川船御役所^{かわふねのおやくじょ}

通行船に対する

極印打ちと荷物の改めを行う幕府の役所。極印船改役所。

紀州徳川家の極印と天目を所持していたことを見詰められた与次兵衛船の船頭藤右衛門が、幕府の川船役所からの審問に答えて提出した回答書である。藤右衛門は、船主の与次兵衛は元来紀州海士郡大崎浦の出身で、寛永十四年(一六三七)に真鶴村の尻懸浦に来て鰯網の場所を開発して以来、年々運上金を上納して、出稼ぎの漁業をしてきたと述べ、そのため与次兵衛所持の押送り船に紀州家の極印と天目を拝借していると答えている。また、とくに天保二年(一八三一)に建造した押送り船については、当年の七月に紀州家の御船手御役所から「紀船改」という焼印を頂戴したと述べている。

21

(一八四二)

天保十三年十二月

藩主大久保忠愍入部につき冥加

金献上および御出迎えの覚

天保十三壬寅十二月吉日

一、此度若殿様御入部¹ニ付、村々より冥加金差上候趣承り候ニ付、我等も先年冥加金差上候控へも有之候事ニ付、乍少金金子三両冥加金差上度段、御掛り浦方御代官進藤碩弥様御屋鋪へ罷出内分伺申候所、左候ハ、願書差上候様被仰聞、則左之通之下書被下相認メ、天保十三壬寅十二月廿一日差上候処、弥々願之通被仰付、廿六日ニ差上相納り申候

乍恐以書付奉願上候御事

来卯年 殿様御入部可被為遊段、乍恐恐悦之御儀奉存候、然ル処私儀旧来奉蒙御厚恩難有仕合ニ奉存候、右ニ付誠ニ聊ニは御座候得共、為冥加金三両奉上納度奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、已上

天保十三壬

寅十二月

浦方御代官

進藤 碩弥様

清水卯之助様

真鶴尻掛浦

ぼろ網

与次兵衛

手代小山才治様

差上之節、白木台へ相乗セ、長のし一枚杉原紙ニ包、水引ニて結ビ、杉原紙貳枚ニツ折致し、又三ツニ折、真中へ銀走步^(分)ニて三両のり付ニ致、左ハ水引ニてメテ地方御役所へ差出し上納仕候、仍之為後代寔ニ記し置申所也

先例宮ノ前相談之上兩人差上仕候処、此度欠合候得とも、宮ノ前も難決ニ付、冥加金差上候存寄無

之候ニ付、此方一存ニて上納仕候

右御冥加金差上候節之御奉行様ハ左之御三人様

大新場之

大橋儀兵衛様

諸小路

井沢門太夫様

御馬小路

吉岡外衛様

天保十三寅年御役付申候

以配府申達候、然ハ其村方尻掛与治兵衛・鯛長繩与七

郎、右兩人寛政八年^(七九六) 御先代様御入部之節、御道筋山

王原松原之御出迎ニ罷出候哉、又ハ其村年々旧記両家ニ有之候歟取調へ、一兩日之内御役所へ否可被申出候、此

段申達候

卯正月晦日

御奉行手代

洞田安兵衛

村松作藏

右之配府真鶴村へ参り、此方へ写書廻文参り、翌二月朔日宮ノ前へ順達仕候てハ、^(得カ)二日ニ宮ノ前と甚七同道、地方御役所へ罷出候処、追^(原空)御出迎致度段願書差出候様被仰聞候

以配府申達候、然ハ其村鱈網与次兵衛・鯛長縄与七郎儀、前々殿様御入部之節御出迎并差上物等致来り候哉、旧記等取調へ半紙堅帳ニ認申^(原空)可差出候、且兩人其節着服等迄旧記願^(原空)等取調へ可差出候、以上

二月八日

川添勘助

地方御代官成

前書兩人調帳明後十日迄ニ可差出候、且其村方御入部并根府川御閑所御見分之節、其村方迄御出被遊候儀も前々有之哉も承り候、何そ旧記等有之候ハ、是又可差出候也

右配府至来有之候間、^(到)写書仕差上申候間御順達

二月九日

真鶴組頭中より

此節名主無之

組頭持

孫右衛門殿

茂兵次殿

八十右衛門殿

太次兵衛殿

右之通御配府至来ニ付、前々御目見得又は御出迎并ニ献上、其外差上物等逐一ニ半紙立帳ニ相認メ、^(原空)地方御代官所へ納^(原空)申候、其節浦方御役所へも同様相認メ差上置申候上ニて、此度御入部被為遊候ニ付、旧来奉蒙御厚恩為冥加途中迄罷出申度段浦方様へ願込之所、左候ハ、願書差出候様被仰聞、左之通相認メ

乍恐以書付奉願上候御事

一、此度殿様御入部被為遊候ニ付、私儀旧来奉蒙御厚恩難有仕合ニ奉存罷有候、右ニ付奉恐入候御事ニハ御座候得共、何卒先例之通為冥加御途中迄罷出申度奉願上候、右奉願上候通被為仰付被為下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

天保十四

癸卯年二月

真鶴呂尻懸浦

ぼら網 与次兵衛

進藤碩弥様

清水卯之助様

右は浦方御代官様成

右之願書差出二月十一日ニ願、十二日ニ願之通被仰付、御着城山王原迄御出迎ニ罷出候様被仰付、勿論我等と宮ノ前同道ニて相願御聞濟ニ御座候

男沢茂太夫様

此時地方御代官

小川 蔵様

川添勘助様

手代 大 勘助様

清水助治郎様

岡部与助様

殿様

其後三月五日江戸御発駕、六日小田原御入部之義御配府 三月五日致伝蔵出町御掛之着当相届ケ、翌四ツ時上下着ニて新宿かのやと申茶漬屋へ不残相揃、地方御代官

手代清水助治郎様御差図被成、山王明神前より相始メ、宮ノ前我等一番始メニ相成、次は御用達式人、其跡ハ青木善左衛門又ハ根府川長十郎、其外何れ五人不残上下、夫より新宿見附迄村々名主・組頭(原空)は何れも羽織着毛々引、折節九ツ頃より大留ニ相成、八ツ半頃御着城御出迎首尾能相濟、夫より御奉行大橋儀兵衛様・井沢門太夫様・吉岡外衛様右御三人也、浦方掛進藤碩弥様・清水卯之助様・手代小山才治様、右不残御祝儀相勤メ、勿論地方御代官役所へも乍着当御祝儀申上、暮六ツ頃宿へ帰り申候

天保十四癸卯年三月六日御殿様御入部相濟、箱根御関所御見分相濟、其後根府川御関所四月二日御見分之上真鶴迄御出有之、御昼休ミ同所清左衛門宅本陣、其外下宿拾軒も有之候、勿論尻掛えも御廻り有之事も難計候間、其心得ニて道拵等も用意有之候様地方御代官様より廻文参り候ニ付、支度仕居候処、前夜地方御代官川添勘助様真鶴迄御出有之、我等并宮ノ前先度義有之候間、真鶴泊り迄罷出候様被仰越、早速罷出候処、此度殿様両納屋へ御

出之程難計候間、若活肴御覧ニ入候存寄ニ候ハ、真鶴迄持出候ハ、是迄心配之筋相訳り可申候間、御廻り無之候ハ、右様致候ハ、如何と御咄シ有之、則我等も地戸取ニ三拾本活真鶴迄相廻シ置候て、殿様真鶴迄御出之節伺候所、御召船ニ付置御覧ニ入方可然と浦方御代官被仰聞候ニ付、則活ばら并ニ宮ノ前ハ活鯛と兩艘御召船ヘならへ御覧ニ入申候、御殿様ハ押送り船ニて里地之浜迄御出被遊、其所ニて咆取候折節ねこさい鱒大分網ニ有之、直ニ是ヲ御覧被遊、我等宮ノ前ハ其内ニ真鶴湊ニ廻り、活ばらと鯛本陣清左衛方迄持参り、又々活置候ヲ御覧ニ入、殊之外御悦ひ之由御奉行様より承り申候、夫より御帰城之節鱒式本・鯛式枚御買揚ニ相成、差出し御代錢少々相下り申候、翌三日御献上ばら之義、伝藏罷出浦方御役所ニ御伺ひ候処、左候ハ、願書差出し候様被仰聞、則願書下書被下、左之通之文言ニて差出し御聞済有之

(真鶴 田廣義一氏藏「田廣家筆写史料」)

1 入部（入部） 幕府に暇をもらって領地に入ること。とくにはじめて領地に入ることの意味する場合が多い。

大久保忠愍は急死した忠真の跡を受けて、天保八年（一八三七）五月に家督を継いだ。幼少のため、小田原への初入部は天保十四年三月のことであった。これは入部に際する尻懸浦与次兵衛の冥加金献上と御出迎えに関する一連の覚書である。冥加金献上については、宮前の鯛長繩与七郎とともに、行うのが先例であったが、不漁のためであろうか、与七郎は「難渋」であるとして、今回は与次兵衛が単独で献上している。また御出迎えについては、与七郎ともども先代の忠真が入部した際の先例や、旧記などを細かく調査したうえで許されている。こうした藩当局との一連のやりとりはもとより、忠愍の入部や領内見分および御目見得のようなど詳細に記されており、興味深い史料である。なお、忠愍に関しては、天保十五年と弘化二年（一八四五）次の帰城の際の記録も残っている（『真鶴町指定重要文化財総覧』上巻）。

22 文久二年三月

藩主大久保忠礼入部につき与七郎鯛

一 折献上願

乍恐以書付奉願上候御事

此度 殿様御入部被為遊候ニ付、私儀数年来奉蒙御厚恩
冥加至極難有仕合ニ奉存候、右ニ付為御祝儀鯛老折献上
仕度奉願上候、右奉願上候通被為仰付被下置候ハ、難有
仕合奉存候、以上

文久二戌年三月

真鶴村

鯛長繩 与七郎

河野角左衛門様

久津間庄 輔様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

大久保忠礼は、忠懇の跡を受けて、安政六年(一八五九)
九月二十七日に家督を継いでいる。

第四節 「永代日記」にみる真鶴

23 (二六四八)
慶安元年三月 船手への法度書ならびに請書案

(慶安元年三月十六日の条)

一、船手¹へ被仰付御法度書²

定

一、従公儀先年被 仰出候浦々御法度之旨堅可相守事

一、公儀之御船ハ不及申、何方之船ニても風ニ逢及難儀
候ハ、助舟を出し可申候、荷物不失不破損様ニ精
を入候ハ、随其様子褒美可遣事

一、浦々あやしき船見へ候ハ、何舟ニても早々注進可
仕候、此方より見せ□遣候迄他所へ不参様ニなため
置可申事

一、他所之者又ハ領分之者ニても、手負其外あやしき者
惣て証拠無之者、荷物に至迄堅乗せ申間敷候、尤其
所より揚候儀も仕間敷候事

一、流れ物并^(寄)より船候ハ、早々可申上事

右之条々堅可相守者也

(二六四八)

正保五年子ノ三月日

指上申一札之事

一、被 仰出御法度書五ヶ条之趣堅相守可申候、若於相背は本人へ不及申上、名主・組頭・五人組共ニ急度曲事³ニ可被 仰付候、隱置重て脇より訴人出候ハ、何ヶ年過申候ても御法度ニ可被仰付候、為後日仍如件

正保五年子ノ三月十六日

船主中

内堀五郎兵衛殿

友田九郎右衛門殿

大島三郎左衛門殿

越知久右衛門殿

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

1 船手^{ふねて} 船乗り。乗船員。

2 法度書^{はつとがき} 法度には一般的な法令や法律を指す場合と、とくに禁令や禁制など法として禁ずる処置を示す場合がある。これらを条文化したのが法度書であるが、内容的に両者が混在している場合も多い。なお、法

度はこうした法にてらして処罰する意味や戒める意味でも使われる。
3 曲事^{くせごと} 法に背いた者を処罰すること。またはその行為。きよくじともいう。

前半部分は船手に対する小田原藩の法度書である。幕府法度の遵守を第一条とし、以下風難の船に対する助船の規定、怪しき船の注進、乗船人や積み荷に関する規定、流れ物や寄船の注進の五か条からなっている。後半部分はこの法度書に対する船主中からの請書の雛形であるが、このなかでは船手の法度違反が名主・組頭・五人組の連帯責任とされており、こうした船手に対する統制についても村請制を通じて行われたことがわかる。

24 (二六五四) 承応三年六月 岩村あわび運上の請負落札につき

指示

(承応三年六月十二日の条)

一、岩村鮑運上之義、落札入申候久兵衛・長五郎ニ被 仰付候、一年を鮑三千六百五十五貝之落札にて、請人ハ江戸町之小田原町問屋酒井加兵衛、あんぢん町問屋甲斐源左衛門、右兩人請ニ立可申と申候由、手形ハ此方

ニて可申付旨、久兵衛・長五郎近日可罷越候間、左候ハ、手形之案文相究、手形調候ハ、兩人之内江戸へ持参仕候様ニ可申付由、請人筆元を宍人被遣御見せ可有由申来、則奉行入共ニ申渡候事

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記書拔」)

1 小田原町^{おだわらちょう} 江戸における魚市場(肴場)の成立は、寛文五年(一六六五)には本小田原町・本船町・本船町横店・安針町に問屋があり、四組問屋といわれた。ついで延宝二年(一六七四)に本材木町、安永六年(一七七七)に本芝町・芝金杉町、安政年間には深川に問屋が設立され、八組問屋となった。小田原町は現中央区日本橋。

真鶴と岩のあわび漁については、すでに北条氏の時代から関連する文書が残っており、当地の重要な産業の一つであったことがわかる(古代・中世史料31・42)。江戸時代に入ってもそれは同じであり、あわびは將軍家への恒例の献上品としても使われた。記事によれば、こうしたあわびの漁に関しては、入札によって江戸の町人が請け負い、請負人は一種の営業税にあたる連上金を納めることによって、あわび漁に関

する権限を一手に握っていたものと思われる。請負人の具体的な活動や村との関係についてはよくわからないが、請負人は「納屋」(あわび納屋)と呼ばれる漁小屋を中心とした組織によって、漁を差配していたようである。

25 (一六五四) 承応三年七月 根府川石密売につき取り調べの経過

(承応三年七月八日の条)

一、江戸八丁堀に根府川石之売石多有之御不審に思召候、若庄屋共隠候て出し候哉、重て出し候ハ、急度御法度ニ可被仰付候、庄屋・五人組其外並百姓にても、石出ス者共ニ出シ不申様ニ可申付旨申来、是又小野甚大^{おの}夫ニ申渡候事

一、当春御中屋敷橋石四本被仰付候、其寸尺之橋石八丁堀ニ売物ニ有之候、若其節余計を出し不申候哉、真名鶴の庄屋共ニ可相尋旨去比被仰付候、六尺余之地盤石是又八丁堀に有之候、岩・真名鶴より出シ不申候哉可相尋旨、并地盤石出来候哉様子可申上由、右之通早々尋候様ニ甚大夫ニ申渡候事

第1章 村と支配

一、当十七日より度々被仰越御用之内、談合之上御請可申上と申遣候、于今言上無之義も可有之かと思召由、就夫当十七日より之書状并覽書何も詮議いたし、不埒明義とも候ハ、急度可申上よし、以後御用之義被仰越、廿日と延引之儀候ハ、其様子言上可致旨、大方之義は飛脚をまたせ置候て成とも穿鑿をとけ、五日三日之内言上可致之旨、奉行人・郡奉行中へ申来、御用之内共滞事有之ハ申上候様ニ可申聞旨申来、則申渡候、尤油断可致とハ不被 思召候へ共、おろそかに成候へは、老共無念之様ニ罷成事ニ候間、急度詮議をとけ、此返報ニ早々可申越由申来候事

(承応三年七月九日の条)

一、根府川石之義、所之者共ニ西筋御代官共穿鑿をとけ、彼村名主申口如此

一、御大名衆へ根府川石之断にて御取被成候に、石数之書付之通改出し申候、自然拙者ニ御知らせ不被成、忝式枚も御積ミ添へ被成候は不存候、私存候て一枚も出ない申候

一、小田原御家中・町方共ニ、とひ石・水道石・仏石ニ御取候に断被成候衆も御座候、又断之無御座衆も候、ケ様成石之内にて江戸へ参候ハ不存候

(承応三年七月十一日の条)

一、根府川の者共、先日之申分之通達 御聴候処ニ、紛たる申分と被 思召由、以後は名主不存候ては石出し申間數旨、手形為致候様ニ可申付由、御家中并町人等取候とても、名主存知帳を作り置可申旨重て申来り、其段小野甚大夫ニ申渡候事

一、岩・真名鶴の者共申分之通も被為聞召、とかくわけ有之と相見へ候間、今一応相尋可申旨、たれ／＼のあつらひにていつ時分より取付、誰が船に何時積候との義申上、得と可尋よし申来、是又甚大夫に申渡事、惣て常々為替詔石候ハ、何石ニよらず不申上候て、若かくし候て脇より聞出し候ハ、急度曲事可被仰付候旨、江戸より申来候事

(承応三年七月十八日の条)

一、去ル巳年に面六尺四方、厚サ九寸・忝尺、此石忝枚、

江戸八丁堀石屋善左衛門方よりケ様之石丁庭(場)より出合候ハ、余之石より直段少は能可有之由、名主権兵衛方え申越候故、巳ノ三月初ニ取付キ石切立、岩村権兵衛船ニ巳ノ四月廿八日ニ積越申候、但石ハ岩村丁庭にて切申候、右之代金貳枚にて三両貳分ニ売申候、去年石之帳書上ケ申候内にて御座候も不存候、殿様地盤石ニ色も恰好も似申候、寸方ハ面にて五寸足り不申候、右之石江戸石屋善左衛門ニ売申候

一、面六尺五寸四寸、四方が厚サ八寸より一尺迄

此石数四枚之内貳枚ハ荒井村かつらこ丁場にて切申候
貳枚ハ真名鶴しつかけ丁場にて切申候

是ハ 殿様地盤石ニ似申候、寸法も違無御座候、色は赤石にて違申候

一、長九尺ニ一尺八寸角 鴈木売本

是ハ真名鶴村水尻之残にて切申候、但赤石、此石まれに出申候石にて御座候故書上申候

二口ノ五本内四本ハ岩村勘右衛門船ニ積申候
一本ハ真名鶴村太兵衛船ニ積申候

右五本之石、当年之四月時分ニ江戸八丁堀石屋庄大夫方より、右之ことくの石にて色ハ不嫌候間、出次第に

積可参由、名主勘右衛門方迄申越候間、則四月初に取付石切立、当六月十二日に船積仕、庄大夫方へ売申候、右五本之代金九両一匁分に売申候、此石何方へ売申候も未河岸に御座候も不存候

午ノ七月十八日

岩村名主
権兵衛
同断
勘右衛門

小野甚大夫殿

柳吉左衛門殿

一、岩村之者共申候は、常々かわりたる石誂之方有之ハ勿論可申上候、常々出候石何之石の内ニても、若不出候様ニ何も存候石可有哉と細ニ書付見せ候、其内風呂屋之地盤石・大キ成橋石・かんぎ石之長八尺より上之石、尤右之外石ちいさく候共、常ニ替たる石有之ハ相尋出し候様ニと申渡候事

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記抜書」)

根府川石が江戸八丁堀で密売されていた一件に関する関連

記事を抜粋して収録した。この一件に対して藩当局は、早速

関係村々への調査を実施したが、とくに岩村と真鶴村については、とかく誤ありとして再度尋問が行われた。七月十八

日の条には岩村名主の回答書が収録されており、江戸八丁堀の石屋善左衛門と同庄大夫の兩名に対する石の売買三件に関する報告がなされている。これに対して藩当局は、石を出荷する際の報告の徹底を申し渡しているが、さらに根府川村の取り調べでは、名主による監督の強化と出荷の際の手形発行を義務づけている。この事件をきっかけとして、石の売買に対する藩の統制がさらに強化されたようすをみる事ができよう。

26 (一六五六)
明暦二年十一月 江戸城本丸普請の石請負につき老

中覚書到来

(明暦二年十一月二十日の条)

一、来年江戸御本丸御普請ニ付、井築候石八千四百御用ニ付、江戸町人と左衛門・勘兵衛と申者請負、岩・真鶴にて出シ度由申候、依之御老中様より無相違出させ、
其外ハ可致無用旨御印判之御覚書来、右両所之者共ニ

其段申渡之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

27 (一六六六)
寛文元年五月〜七月 小田原御城米を真鶴村等の船

にて江戸浅草御蔵へ廻送

(寛文元年五月十日の条)

一、小田原より御城米今晚着船いたし候、但船四艘

米高貳千五百石之内
一、米四百九石五斗

此俵千百六俵貳斗八升 三斗七升入

但、壹俵ニ付 本升 三斗九升三合
ならし 貳目 拾六貫四百目

右之米石橋村喜兵衛船積、上乘藤枝庄左衛門

米高貳千五百石ノ内
一、米四百七石

此俵千百俵 三斗七升入

但、壹俵ニ付 本升 三斗九升三合
ならし 貳目 拾六貫四百目

右之米真鶴村山之介船積、上乘西山五郎右衛門

米高貳千五百石ノ内
一、米三百三拾三石

此俵九百俵 三斗七升入

但、老俵ニ付

ならし 本升 三斗九升三合
貫目 十六貫四百目

右之米真鶴村勘左衛門船ニ積、上乘窪田長右衛門

米高式千五百石ノ内
一、米三百三拾三石

此俵九百俵

三斗七升入

但、老俵ニ付

ならし 本升 三斗九升三合
貫目 拾六貫四百目

右之米真鶴村伊右衛門船積、上乘天野仁左衛門

(寛文元年七月二十八日の条)

一、小田原御城米爰元え御取寄被成ニ付、小田原船持共運

賃入札にて相極り、御米式千五百石江戸浅草御蔵え上

納仕候付、右之運賃 公儀より被下之候、就夫小田原

船持共手形為致、奥ニ年寄共名判仕指越候、右手形文

言左ニ記之

請取申金銀之事

合金九拾三兩銀拾匁六分は

江戸小判也

但、兩替六拾六匁也

右是ハ小田原御城米之内米式千五百石江戸浅草御蔵

え上納仕候付、為船賃從御公儀様被下候、但百俵ニ

付金老兩老步銀八匁五分宛之積り慥請取申所実正
也、為後日仍如件

寛文元年丑ノ五月廿七日

真鶴村

甚左衛門印判

吉浜村

平左衛門同

石橋村

喜兵衛同

右之金九拾三兩銀拾匁六分慥請取、船頭²・水主銘々相
渡申候、以上

稲葉美濃守内

稲葉酒之允印判

同

田辺權大夫同

(御金奉行 忠保)
浅井次右衛門殿

(同 加賀美正吉)
加々見金右衛門殿

(同 正則)
疋田喜右衛門殿

表書之金九拾三兩銀拾匁六分可被相渡候断は、本文ニ
有之候、以上

(御勘定頭 岡田義政)

豊前印判

(同) 曾根吉次
源左衛門同

(同) 伊丹勝長
播磨同

(老中) 松平信綱
伊豆同

右之手形伊丹播磨守様え被遣候、御使者下石弥次兵衛御口上へ、小田原御城米浅草御藏え上納仕候、就夫小田原船持共手形仕指越候間、懸御目候文言悪敷所候へ、被仰聞可被下候、為御相談進之候由

御返答

船持共手形為持被下一覧仕候、一段能御座候間、拙者手前ニ指置岡田豊前ニも見せ、何も裏判致候て進上可仕候、此旨可申上之由被仰聞之、其以後何も御裏判相調申ニ付、從御城正則公御持参被遊

一、右之金子請取候様子承合候ため、御金奉行衆え岩沢安左衛門為御使者被遣、則右之手形持参之、御当番^{屋敷表四番}井次右衛門様へ罷越、御口上へ

今度小田原御城米浅草御藏え致上納候、就夫船賃之手形持せ進候、御金御渡可被下候由也

御取次高山安兵衛と申候、次右衛門様御返事被入御

念、御使者之趣相心得奉存候、来月八日御金相渡可申候間、平川口之内的場曲輪へ八日之朝五ツ時分御家来衆御出シ可被成候、縦雨降候共相渡可申候、尤殘兩人えハ此方より相心得可申候間、参候ニ及不申之由被仰聞、手形をハ御写御留置本紙御返し被成、右之日限ニ罷越請取申答ニ仕、安左衛門罷歸、勿論御相役中へハ次左衛門様御断ニ付不致伺公也

(京都市 稲葉神社藏「永代日記」)

1 上乗^{うわのり} 荷主にかわつて廻船に乗り込み、目的港まで積み荷

の管理をする責任者。 2 船頭^{せんとう} 船の長として責任を負うと

ともに、船の運航に関する諸事を指揮する者。 3 水主^{みづぬし} 船

頭以外の乗組員。または船頭や楫取りなどの幹部を除く一般

の乗組員。水手。水夫。

御城米は幕府が譜代藩や直轄領などの蔵に非常用として備蓄させた米で、御用米ともいう。小田原城には御城米蔵のある御城米曲輪が設けられていたが、こうした施設自体、関東の西の守り口としての要衝地小田原の重要性を示すものである。五月十日の条によれば、この御城米を幕府の米蔵であ

る江戸浅草御蔵へ運送するために、真鶴村や石橋村・吉浜村などの廻船が雇われたことがわかる。また、七月二十八日の条では幕府からの運賃支払いに関する一連の記事を載せており、その手続きはもとより、藩当局の具体的なかわり方が記されていて興味深い。

28 (一六六) 寛文元年十月十一月 藩主の御手船二艘を真鶴

村・吉浜村より買入れ

(寛文元年十月二日の条)

一、小田原領真鶴村勘兵衛と申者之船壹艘、但九人乗、金三拾五両ニ御調被成、在番 荒川四郎右衛門 永井左五右衛門ニ被 仰付致吟味相調之、右は木挽町御屋敷依御用也

(寛文元年十月九日)

一、御船二艘御調被成付、昨日荒川四郎右衛門・永井佐五右衛門新堀へ罷越遂吟味、弐艘にて直段八十三両ニ相極、其段申上候処、弥可相調旨被 仰付候故、兩人共ニ罷越買取申也

一、壹艘ハ十三端帆、九人乗 此代金四拾六両、但土肥吉浜村之内川堀村五郎左衛門舟也

一、壹艘ハ十二端帆、八人乗 此代金三拾七両 真鶴村善兵衛舟也
右金子兩人致持参相渡、二艘共ニ小田原へ明日出船

(寛文元年十一月十日の条)

一、当十月御求被成候船、真鶴村勘兵衛船九人乗、名を改多福丸と号、土肥吉浜之内川堀村五郎左衛門船灘吉丸八人乗、名改新宮丸九人乗ニ成、真鶴村善兵衛船日吉丸ト云七人乗、右三艘并尾上丸只今迄八十人乗にて上下仕候得共、今度より九人乗申付、右之船四艘共三崎通手形相調裏判取ニ遣候処、四通共ニ無相違裏判相調申候、併尾上丸之水主老人減九人乗申付断申入候付、権左衛門様より三崎与力中へ切紙被調御封候て被差越候、右尾上丸之人数之儀被仰遣候由、御口上にて被仰越之

右之手形永井左五右衛門ニ相渡、則船頭金兵衛ニ様子申含、手形も相渡候由也

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

小田原藩主の稲葉正則が御手船、すなわち藩主私用の船一

艘を、真鶴村と吉浜村の領民から金八三兩で買い上げた件に
関する一連の記事の抜粋である。「永代日記」には、正則が
土肥方面に鹿狩りなどに出かけた際、船で真鶴湊に着岸する
記事などがみられ、御手船はこうした用途にも使われたもの
と思われる。なお、三崎（現三浦市）における手形発行に関
する記事は、幕府の船改番所によるものであろう。

29

(一六六二)
寛文二年五月

浦方への公儀制札・小田原高札欠損

につき書き直しの指示

(寛文二年五月二十七日の条)

一、小田原浦并真名鶴浦ニ被立置候 公儀御制札、又ハ御
自分御高札共ニ、板損文字見ヘ不申由ニテ、右兩通写
差越掛 御目候処、前廉之文言ノ如ク書直させ、年
号月日も如元仕立直シ可申旨 御意ニ付、小田原ヘ申
遣之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

30

(一六六二)
寛文二年七月

御船奉行ならびに船頭共への法度書

(寛文二年七月二十七日の条)

一、御船奉行并船頭共ニ被仰出趣左ニ記

船奉行覚

一、江戸湊ニテ御領分之浦水主を御手水主之者共耆人も
自分として使不申様ニ可申付候、但召使不申候て不
叶御用有之候ハ、江戸御目付中ヘ相尋、手形ヲ取
使候様ニ申付、則召使候度々ニ、誰々舟より何人使
候との義、右御目付中より之手形ヲ以致吟味、一年
中之人足数勘定仕立、御勘定所ヘ差上可申候事
一、船積人足前廉ニ積り少も余慶無之様ニ可仕候、片浦
人足之儀も積り致、御勘定所ヘ申達、御勘定奉行よ
り配符ヲ取、片浦名主共方ヘ遣シ召使可申候、勿論
一年中使候舟積人足之勘定仕立帳、御勘定所ヘ納可
申候事

一、売人之廻船共出船又ハ戻舟之儀、度々ニ承届、御手
船之出船并戻舟之遅キ早キヲ考、詮儀可仕事

一、年内ニ荷物を積、年明候ハ、早々出船仕候様ニ可申付事

一、湊ニかゝり罷有候節を見合、御手水主之者替々休せ可申候、但夏中ハ船ニより老人程残シ置、休せ候てくるしかるましき事

以上

寛文貳年寅七月廿七日

船頭共覚

一、御領分浦々にて如何様之用所有之候共、自分之儀ハ不及申、御用之儀ニても無断人足老人も召使申間敷候、若使不申候て不叶御用有之候ハ、船奉行へ相尋、其上ニて舟奉行之手形を以テ使可申候、但難風之時ハ所々者出合候様ニ内々被仰付置候間、御領分之内何方ニても其所之名主方へ相断、人足為出可申候事

一、海上にて自分之遣恨を以、売人舟に少も当り申間鋪事

一、江戸湊にて浦水主之者老人も使申間敷候、若召使不申て不叶御用有之候ハ、江戸御目付中へ相尋、人足数何程請取候様ニとの手形を取使可申候、勿論此段小田原へ罷帰、舟奉行へ可申聞候事

一、雇水主に自分之者出し申間敷事

一、自分に大船ハ不及申、小船ニても持申間敷候、尤売人と申合ニても所持仕間敷候事

一、小田原より真名鶴へ陸を罷越候節、舟奉行手形を以て根府川御関所可罷通候事

一、真名鶴より小田原に帰候節ハ、所之名主手形を致持参、根府川御関所可罷通候事、付り真鶴より小田原

え舟をかり参間敷事

一、綱うち候時、無断村人足一切遣申間敷事

以上

寛文二年寅七月廿七日

右之趣被 仰出、小田原え申遣之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

御船奉行と船頭に対する小田原藩の法度書である。ここでは両者に共通した条項として、領分の浦水主の私用を禁じている点が重要であろう。とくに江戸湊にて水主を召し使う必要のあるときは、両者とも江戸御目付の手形が必要であるとし、また船頭が領内の浦々で人足を召し使うときは、御船奉行の手形が必要であるとしている。御船奉行については、さらに御手水主に十分の休養を与えることも申し渡している。また船頭に対する法度書のなかでは、とくに小田原から真鶴への陸路往来の際の根府川関所通行に関する条文を設けており、関所はもとより、湊としての真鶴の重要性を推測させる。

31 (二六七六)
延宝四年八月 大風雨につき破損船の取り調べ報告

(延宝四年八月十三日の条)

昨十二日之夜風雨ニ付破損舟之覚

一、廻船老艘、八人乗

是ハ垣廻り不残とられ、表之のほり両方共ニ釘めはなれ申候、伝馬舟一艘、鉄碇式挺・綱共無之

問屋弥平次
一、廻船老艘、六人乗

是ハ水戸様御屋敷之角ヘ打揚候

一、廻船老艘、拾壹人乗

是ハともの真向迄とられ垣廻り方々損シ、伝馬舟老艘、鉄碇二丁・綱共ニ無之

一、廻船老艘、五人乗

是ハ垣廻少宛痛申候、碇老丁・綱共無之

一、廻船老艘、四人乗

是ハ垣廻大分損申候、伝馬舟一艘無之

一、廻船老艘、八人乗

是ハ垣廻り大分損、伝馬舟一艘、鉄碇・綱共無之

一、廻船老艘、五人乗

是ハ垣廻不残とられ鉄碇式丁・綱共ニ無之、とりかぢの中たなさけ申候

一、廻船老艘、六人乗

是ハおもかち木大分さけ申候

一、廻船老艘、四人乗

是ハ垣廻り・ミよしともニ不残無之、伝馬舟木碇・鉄碇四丁無之

一、廻船老艘、六人乗

是ハとものまむき不残、垣廻大分損申候、伝馬舟老艘、木碇・鉄碇四丁無之

一、廻船老艘、五人乗

是ハ台垣廻り大分損申候、伝馬舟一艘、綱碇六ッ無之、其上石なども大分捨申候

真鶴村
八左衛門舟
同所
万右衛門舟

岩村
勘右衛門舟
真鶴村
善兵衛舟
岩村
半兵衛舟
真鶴村
市左衛門舟
土肥門川村
喜兵衛舟
真鶴村
本兵衛舟

同所
久作舟
同所
勘右衛門舟

右之通問屋近藤小兵衛・青木留兵衛・中野弥平次方より
平林儀兵衛・伊藤十兵衛方へ申来写之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

八月十二日の酉中刻(午後七時ごろ)から吹き荒れた台風の被害について書き留めた記事のうち、破損船に関する記事を抜粋したもの。この台風で真鶴村では八艘、岩村では二艘の被害があったことが報告されている。省略した箇所には、藩の江戸各屋敷周辺の被害や、小田原領内の被害についても書き留められており、とくに領内の被害をまとめた報告書では、潰れ家三七一軒、死人二人、破損船一五艘、倒れ木数一五一本と報告されている。

32 (一六八二) 天和二年三月 真鶴村廻船宿三大夫らの功績に関する

御船奉行の覚書

(天和二年三月二日の条)

一、御船奉行丹羽忠左衛門・青木友右衛門方より申越候覚書之写左記

覚

一、三崎ニ罷在候小川久兵衛并真鶴村廻船之宿仕候三大夫と申者、数年御手船之儀は不及申、御領分廻船迄ニも御奉公たて仕候、去西ノ八月七日之大しけ之節、御船観音丸并小田原町廻船三艘三崎湊へ入可申と存乗懸ケ申候所ニ、陸より三大夫及見引船五艘召連沖迄出向、此方湊へ舟共入申候は危有之候間、早々何方へ成共乗参候様ニと相図之印出申候故、兼て之儀ニ候へ共其旨相心得網代湊へ入津仕、御舟・町船共ニ助り申候

一、四年以前大市丸之御船、三崎沖ニて帆柱走折及難儀申所ニ、右之三大夫早々引船六艘迎ニ出シ、御船無恙入津仕候

一、去年紅葉山御用石江戸え廻り申時分、久兵衛并三大夫一同ニ何角と取持、浦賀湊迄走廻り引船才覚仕、其上久兵衛運賃金七兩取替申候、此段去年も申上候、殊ニ御船三崎ニ日和悪鋪永々逗留仕粮米ニ詰申節は、此者共方より毎度借用仕候、其外水主之者共少之出入御座候ても、右両人之者立合内証ニて相濟

申候、尤御雇舟三崎近所にて破損仕候事度々御座候節も、兩人罷出御荷物等迄紛失不仕候様ニ申付、此方へも申越候、其段は前々も申上候、此度三崎火事ニ逢申候付、何ニても拝領仕候様ニ仕度と上乘・船頭共度々申聞候、末々之御為ニ御座候間、拝領為仕度様ニ奉願候、以上

青木友右衛門

二月廿九日

丹羽忠左衛門

右之通申越候付達 御耳候所ニ被聞召届、右兩人ニ銀子三枚宛為取候様ニと 御意ニ付、則今晚小田原年寄中并忠左衛門・友右衛門方へ申遣之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

三浦郡三崎町(現三浦市)の小川久兵衛と真鶴村の廻船宿三大夫は、藩主の御手船御用や領内の廻船御用を務めていた。今度三崎が火事にあつたことで、兩名は上乘や船頭ともども拝領品の下賜を願ひ出た。この覚書は、これを受けた御船奉行が、しけで御手船や廻船が難儀した際の働きや、江戸城紅葉山御用石の運搬、水主の監督など、兩名の功績をあげ

て、拝領品の下賜を上申したものである。この趣旨は藩主に伝えられ、兩名には銀子三枚が下された。

33 (二六八) 天和二年六月 岩村清兵衛船蝦夷地漂着につき報告

(天和二年六月十一日の条)

一、相州岩村清兵衛舟、南部之米ヲ廻可申由請負、去三月十一日江戸出船候処、房州澳にて難風ニ逢、蝦夷地漂着仕候書付差出、左写之

岩村清兵衛拾貳人乗之船、南部米仙台石巻より江戸迄請負之仁え船借シ積廻候付、水主拾三人乗罷下申候覚

一、当三月十一日御当地出船、同十六日房州たかか島迄参、同十八日出船、澳ニ罷在、同夜より十九日悪風ニ逢、帆柱切折鹿島澳をなかれ、本船垣廻りとりられ、とこ其外下とも迄被打落、梶も被持不申候故捨申候、段々難儀仕、船頭・水主拾三人之者命計ニて、ゑそと申所え同晦日ニ着申候、何国やと見申候へハ、ゑそ小船八艘出し、拙者舟之きわへつけ、ゑ

そ拙者船え乗移候へハ、水主共驚申候ニ付、流候内何とそ同命終候共、陸にて可相果と心願立申候ニ付、力をつけ陸えあかり申候、ゑそとも数凡五・六拾人寄、陸えあかり申候拙者共を取廻居申候、ゑそ之内大将と相見へ申者拙者共ニ向、くすりえく計申候、不得聞之しかた仕居申候、しばらく過候て、日本の人らしき者頭巾かむり参候故幸と存、久鋪やと此方より言葉をかけ申候へハ、推量之ことく日本人にて、互ニ言葉をかけ合悦申候、其上彼耆人之者を通詞ニふかく頼、ゑそ之大将くすりへくと申ハ、如何様之儀と尋候へハ、ゑそ之在所え参れとの事とおしへ申候故合点仕、ゑそともとくすりへ参申候、くすりにて大将之名しらすや家内へ参看振廻申候、其時明家有之、ゑそ之下知にてかり居申候、又候其家えしらすや其外ゑそとも大勢参、拙者共取廻し居申候、其上しらすや拙者着物紬綿入袴ツ望申候ニ付、おしみ可申儀も無御座しらすやえ相渡、同めひき小紋の木綿袴ツ望申候ニ付相渡し申候、又し

らさやあさきの木綿布子袴ツ・帯一筋望申候ニ付相渡シ申候、しらすや兄弟之由木綿羽織袴ツ望申ニ付相渡シ申候、しらすや家来之由茶之木綿布子袴ツ・紬之羽織袴ツ望申候付相渡申候、其外米少常米折敷小道具皆とられ申候、其時らつこの皮・鷲羽見せ申候、就夫前方頼申候通詞与十郎ニゑそえいわせ申候ハ、色々取候間、先へもらつこ袴枚遣候へと申候へハ、さんくニ通詞をてうちやく仕申候、我々此度之命之親をてうちやく為致候てハ、望可申儀ニ無御座事と存罷在、其以後熊皮大小忒枚・鷲羽拾把互之形見と申取合申候、其夜右之与十郎我等ニ告申候ハ、時刻移候てハ命もしれ不申候と申付、是仏神の御影と存、忒由を申立のき可申用意仕、扱々貴殿影^(御影)にて命たすかり申候、同ハ我々と同船にて帰国仕間鋪やと申候得は合点仕、ゑその大将え暇乞可仕と申候故、拙者共無心許存ニ付、兎角急我々船ニ乗候へとて打乗せ、磯つたいに四月朔日ニ彼地出船仕候、同廿四・五日比^(ころ)ニ松前兵庫様領分御関所上下四人ニ

て御番被遊候、しるきしなひにて初て殿様御知行之百姓岩村清兵衛、船頭善兵衛并水主之由委細ニ名乗、流候様子申上候得は、白米三升被下候、御番衆御名承候得へ、外崎太左衛門殿・鈴木源兵衛殿と御申候、同廿七日松前御城元亀田御奉行所え、拙者共之様子所々検断被申上、御城元え参候様ニとの儀にて、則罷越右之通名乗申候得は、白米四斗八升・味噌少被下候、亀田御奉行御名承候得は御斟酌被遊候、是非と申上候得へ、近藤忠右衛門殿と御書付被下候、五月二日ニ松前町え着申候、即町肝煎え様子尋申候へへ、町御奉行下代工藤米右衛門殿え同道仕候付、右之通名乗申候得へ、町御奉行え御申上被成、即時ニ白米三斗式味噌御添被下候、同五日飯米切申候段申上候得へ、白米三斗式升被下候、同七日ニ右之工藤米右衛門殿へ参候様ニと御使被下候故、参上仕候へへ、水主壱人ニ白米四升宛之積り五斗式升、味噌其外わらし錢と御申被成、錢三貫九百文町御奉行より被下候由御申被成請取申候、其時御

名承申候得へ斟酌被成候、是非と申ニ付松前之御家老松前主水殿・町御奉行湊平左衛門殿・同下代工藤米右衛門殿、外ニ肝煎五人御書付被下候、ゑそにて頼ニ仕候与十郎是迄つれ参、米右衛門殿へ相渡シ申候、同十一日松前を端舟にて都合拾三人罷出、津輕之平館ニ一夜泊、同十二日へいちにてはし舟式分屯貫文ニ壳申候て、陸地段々参、十八日南部石町にて検断承候得へ、熊谷七右衛門と申候由承、町御奉行高橋惣左衛門殿・高谷四郎左衛門殿え右七右衛門致同道罷越、右之通名乗、其上南部之御米積廻シ候船之由申、御当地にて請取申候船印送状一通町御奉行え差上、請取切手取申候、其後様子段々御聞被遊、検断熊谷七右衛門所にて拙者其外水主拾式人、都合拾三人之名御帳面ニ御留被成、金子四兩被下候、是ハ借シ申にてハ無御座由、御念比^(おんえひ)ニ御申被成、兩日逗留仕候處、拙者宿其外湯屋迄被召出、宿賃其外湯錢迄取不申候様ニと被入御念被仰渡候、今月七日当地迄着申候、右之ゑそにて形見ニ取合申候鷺羽拾

把・熊皮貳枚之儀、松前にて商人と相見申候者、多
そより何ニても取参候哉と尋申候得共、命計たすか
り参と申候、已上

六月八日

岩村清兵衛船頭

善兵衛

宿

弥平次

御奉行様

右之通承届、委細達 御耳候処、南部大膳大夫様・松

(松前藩主 所迄)

前兵庫頭様へ御礼被仰遣、大膳大夫様ハ御在江戸ニ付

御状を以被仰遣、兵庫頭様ハ御在国ニ付御在所へ御書

被遣之

(京都市 稲葉神社蔵「永代日記」)

岩村の清兵衛船は、南部米を仙台石巻(現岩手県石巻市)

から江戸まで廻送する仕事を請け負い、三月十一日に水主一

三人を乗り込ませて当地を出帆した。ところが、東廻りで石

巻へ向かう途中、鹿島灘(茨城県沖)で難船し、二〇日あま

り漂流した後、蝦夷地(北海道)に流れ着いた。これは漂流

してから六月七日に江戸に帰着するまでの顚末を小田原藩の江戸屋敷に報告したものである。岩村の廻船が藩領内に限らない広範な活動をしていた点も興味深い、それにもまして報告の内容は詳細で注目値する。当時アイヌ人の住む蝦夷地は、日本国外の異民族・異郷の地とされており、江戸幕府は松前藩を通じてその経済的・政治的支配を行っていた。一方アイヌ人は酋長を中心に小集団をつくり、各集団ごとに魚猟区域を持って独自の生活を営んでいた。報告書では「しらすや」を酋長とする集団との具体的な交流が、驚きと興味を持って記されている。善兵衛らはその後ここを抜け出し、松前藩・津軽藩・南部藩などの取り調べや助成を受けながら、陸路を江戸に帰るのであるが、その経緯はこうした漂流民に對する各藩の具体的な対応を示している点でも興味深い。